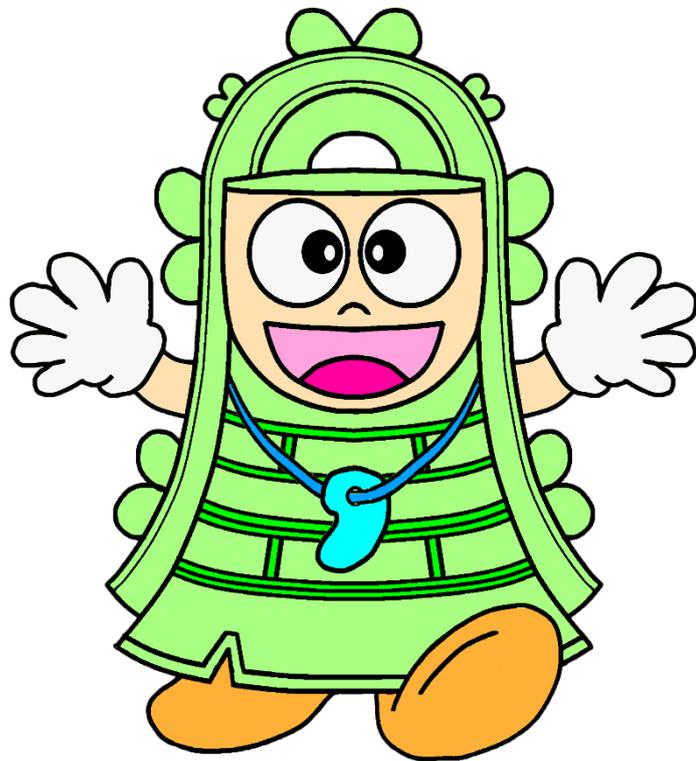


令和2年度
野洲市生活困窮者支援事業

実績報告書



令和3年4月
野洲市市民部市民生活相談課
(消費生活センター)

目 次

はじめに.....	- 1 -
令和2年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告	- 2 -
1. 自立相談支援事業	- 3 -
2. 住居確保給付金	- 12 -
3. 生活福祉資金貸付	- 14 -
4. ひきこもり支援実績	- 16 -
5. やすワークにおける就労支援実績	- 17 -
6. 家計改善支援事業	- 22 -
7. 支援調整会議.....	- 23 -
8. 地域共生社会の実現に向けての地域づくり推進事業	- 26 -
9. 自殺防止対策について	- 29 -
10. 見守りネットワークについて	- 30 -
11. 野洲市市民生活総合支援推進委員会について	- 33 -
12. 学習・生活支援事業 YaSchool (やすクール)	- 38 -
13. 5つの生活支援緊急給付金 (新型コロナウイルス感染症対策)	- 49 -
参考資料.....	- 53 -
資料1 令和2年度資料集	- 54 -
資料2 規則・要綱	- 57 -
○野洲市生活困窮者等支援事業実施規則	- 57 -
○野洲市生活困窮者等自立相談支援事業実施要綱.....	- 62 -
○野洲市生活困窮者等家計改善支援事業実施要綱.....	- 63 -
○野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱.....	- 65 -
○野洲市支援調整会議要綱	- 66 -
○野洲市学習・生活支援事業実施要綱.....	- 69 -

はじめに

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法が、平成 30 年 6 月に改正され、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られました。改正では、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されました。

本市では、市民の生活の困りごとを解決し、自立を促し、生活再建に向けた支援を行うことは、市の重要な役割と位置づけ、「おせっかい」を合言葉に、市役所に設置した総合相談窓口を核にして、公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮させる仕組みを、法律改正よりもいち早く取組んできました。なかでも、滞納を生活困窮の SOS と捉え、税金等の滞納回収に先立って、滞納の背景にある問題を把握し、生活再建支援につなげることを盛り込んだ、野洲市債権管理条例が、市の積極的で総合的な生活困窮者支援連携の要となっています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、相談件数は前年度比で約 2 倍と急増しましたが、上記に述べた生活困窮者支援の仕組みを活用し包括的に対応しています。こうした新型コロナウイルス感染症の影響を受けて生活に困窮する人の相談に対して、住宅手当である住居確保給付金や、社会福祉協議会が実施する特例貸付申請の支援、また、市の独自制度である 5 つの生活支援緊急給付金の給付等により、生活支援を迅速かつ丁寧を実施しました。

まだ、コロナ禍の影響は継続すると考えられるところから、これからも、「おせっかい」と「一人から」を合言葉に、「しっかり安全・安心」を目標として、当事者に寄り添いながら伴走し、市役所内の関係部署はもとより、市内外の関係機関、NPO 団体などと密接に連携・協働して地域全体のネットワークを充実させ生活困窮者支援を進めてまいります。

令和 3 年 4 月

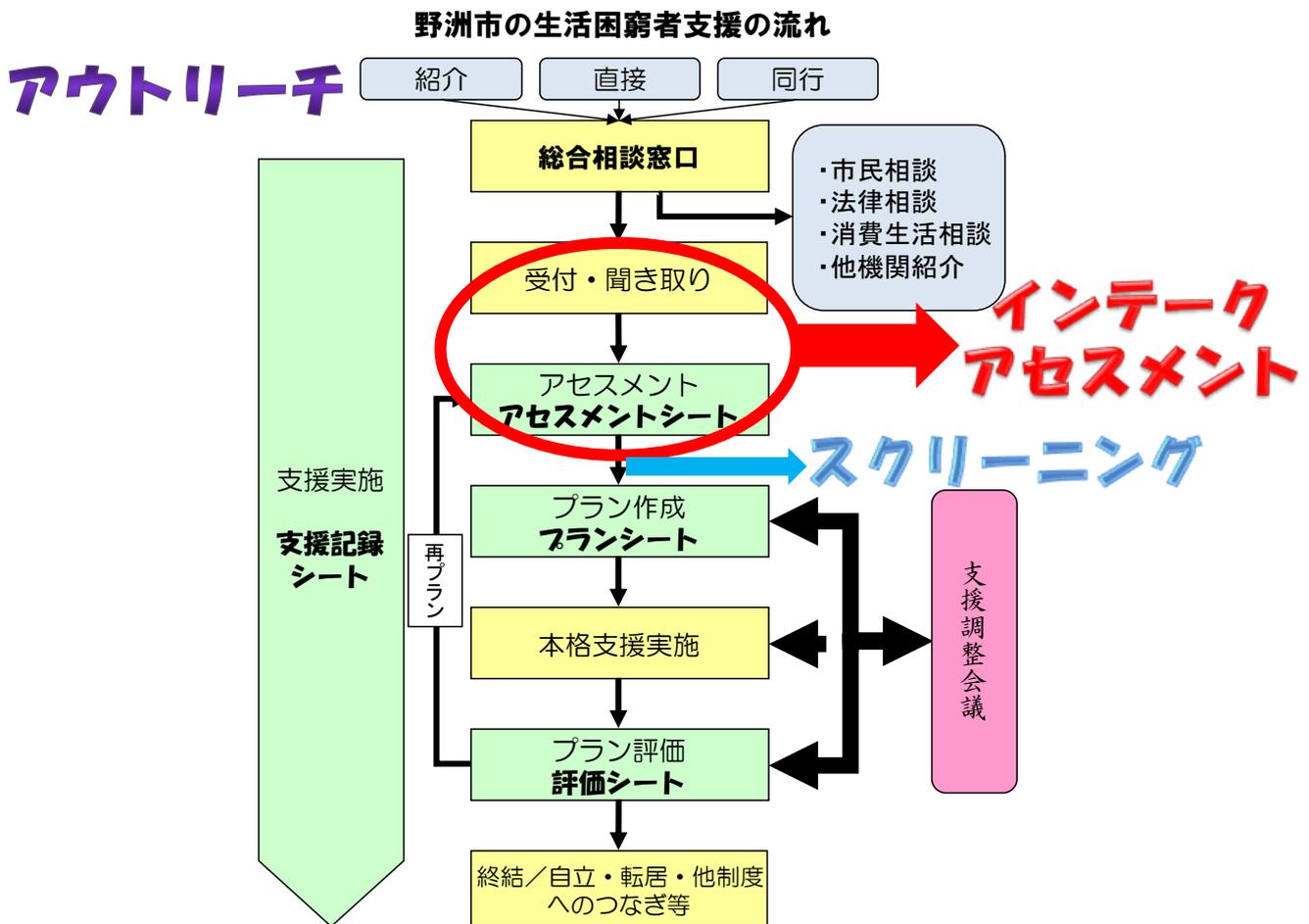
野洲市長 栢木 進

令和2年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告

平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、全国で生活困窮者支援が動き出し5年が経過しました。

本市における生活困窮者支援事業は、平成23年度から取り組んできたパーソナル・サポート・サービスの取組みを基本とし、市役所の総合力で相談者の発見、生活再建支援を実施すること、併せて市役所と民間との協働により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く地域全体への働きかけを通じて、生活困窮状態からの脱却・自立を目指す地域の仕組みづくりを目的として実施しました。

事業については、自立相談支援事業（直営）、家計改善支援事業（直営）、学習・生活支援事業（一部委託）、地域共生社会の実現に向けた多機関の協働による包括的支援体制構築事業、就労支援事業（やすワーク）を実施しました。



※支援調整会議は月1回開催 プラン・評価まとめて実施

1. 自立相談支援事業

- 令和2年度1年間の新規相談の受付件数（実数）は、531人で前年度（270人）比196.7%と、約2倍の相談件数となっています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により相談が増加したことが要因です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
新規相談受付件数(本人未特定を含む)	68	51	46	36	47	35	43	51	34	34	38	48	531
(うち)本人特定のみ(本人同意なしを含む)	68	51	46	36	47	35	43	51	34	34	38	48	531
(うち)本人特定のみ(本人同意ありのみ)	54	45	33	29	44	30	36	40	28	27	30	44	440

(1) 相談者の属性

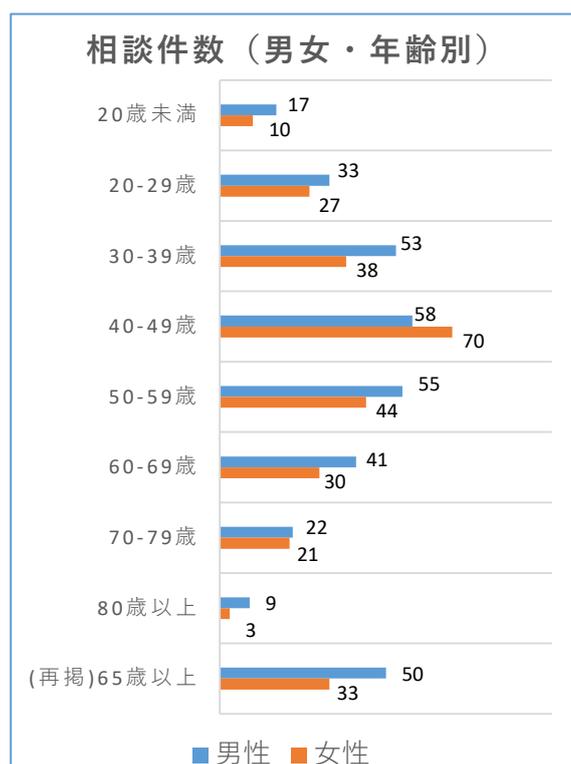
① 相談者の性別

相談者の性別で見ると、男性288人、女性243人となっており、前年度と違って、令和2年度は男性の相談者が多くなっています。

② 相談者の年代別

- 年代別では、40歳代の相談者が128人（24.3%）と一番多くなっています。
- 次に多い年代順は、50歳代99人（18.5%）、30歳代91人（17.2%）、60歳代71人（13.4%）、20歳代60人（11.3%）、70歳代43人（8.1%）、20歳未満27人（4.9%）、80歳以上12人（2.3%）となっています。
- 20歳未満27人については、学習支援事業に新規で参加申込した子ども（10人）を登録したこと、また、不登校や若年層のひきこもり等の相談が11人となっています。
- 特徴としては、30歳代～50歳代の年代層で60%を占めていますが、これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、失業や休業等による収入減少した相談が増加していることが要因です。また、65歳以上の相談が83人と、全体の15.6%を占めています。

	男性			女性			全体	
	人数	年代 構成比	年代別 男女比	人数	年代 構成比	年代別 男女比	人数	年代 構成比
20歳未満	17	5.9%	63.0%	10	3.7%	37.0%	27	4.9%
20-29歳	33	11.5%	55.0%	27	11.1%	45.0%	60	11.3%
30-39歳	53	18.1%	58.2%	38	16.0%	41.8%	91	17.2%
40-49歳	58	20.6%	45.3%	70	28.8%	54.7%	128	24.3%
50-59歳	55	18.8%	55.6%	44	18.1%	44.4%	99	18.5%
60-69歳	41	14.3%	57.7%	30	12.3%	42.3%	71	13.4%
70-79歳	22	7.7%	51.2%	21	8.6%	48.8%	43	8.1%
80歳以上	9	3.1%	75.0%	3	1.2%	25.0%	12	2.3%
(再掲) 65歳以上	50	17.4%	60.2%	33	13.6%	39.8%	83	15.6%
総計	288	100.0%	54.2%	243	100.0%	45.8%	531	100.0%



(2) 相談内容（困りごと）＊重複回答あり

- ・相談内容で一番多いのは、収入・生活費（390件）ですが、その他のコロナ関連326件、仕事探し・就職145件と多く寄せられているのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、失業や収入減少したのが大きな要因です。
- ・また、税金・公共料金等121件となっていますが、これも新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて経済的困窮したことにより、国民健康保険税や県・市民税、固定資産税等の税金の支払いや、上下水道料金、電気、ガス、携帯電話料金等の支払いが苦しくなったことが要因です。
- ・家賃・ローン返済84件については、コロナ禍において、支給要件が緩和された住居確保給付金の申請が急増したことが件数の増加につながっています。

内容	件数	内容	件数
収入・生活費	390	病気・健康・障がい	55
仕事探し・就職	145	子育て	33
税金・公共料金等	121	介護	18
家賃・ローン返済	84	ひきこもり・不登校	16
住まい	78	DV・虐待	6
家族との関係	62	食べるものがない	6
債務	60	地域との関係	3
仕事上の不安・トラブル	60	その他 (内、コロナ関連)	370 (326)

(3) 関係機関・関係者紹介について

- ・令和2年度の相談経路については、関係機関・関係者紹介が237人（実人数）と一番多く、全体の44.7%を占めています。
- ・関係機関・関係者からの紹介で一番多いのは、野洲市社会福祉協議会（114人）で、これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入減少等した人を対象にした特例貸付が要因です。
- ・納税推進課（25人）からは税金滞納者、子育て家庭支援課（24人）からはひとり親の相談者、社会福祉課（16人）からは生活保護等の相談者が、それぞれ困窮状況が発見され、つながれてきています。

■関係機関・関係者紹介 237人の内訳

関係機関・関係者紹介			
市役所内	人数	市役所外	人数
納税推進課	25	野洲市社会福祉協議会	114
子育て家庭支援課	24	家族・知人	7
社会福祉課	16	自立相談支援機関(他自治体)	3
家庭児童相談室	8	医療機関	2
保険年金課	4	やすワーク	2
障がい者自立支援課	4	学校	2
税務課	3	法律家	2
住宅課	3	市議会議員	1
消費生活センター	2	県営住宅管理センター	1
高齢福祉課	2	精神保健福祉センター	1
上下水道課	2	民生委員・児童委員	1
健康推進課	2	その他民間団体・事業所	1
地域包括支援センター	2		
学校教育課	1		
その他庁内部署	2		
計	100	計	137

(4) 対応状況

① プラン策定前支援終了件数（初回スクリーニング結果）

プラン策定前支援終了件数は、144件となっています。この内、「情報提供のみで終了」が73件、「他機関へのつなぎで終了」が71件、「スクリーニング判断前に中断・終了」が0件となっています。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)		37	24	20	6	5	8	4	12	7	5	5	11	144
うち	情報提供のみで終了	17	16	12	5	2	5	2	3	1	3	3	4	73
	他機関へのつなぎで終了	20	8	8	1	3	3	2	9	6	2	2	7	71
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 支援決定・確認件数（再プランを含む）

支援決定・確認件数（再プランを含む）については、821件であり、その内、「支援決定あり」は564件となっています。また、プラン期間中の一般就労を目標にしている「就労支援対象者数」は380件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
支援決定・確認件数(再プランを含む)	45	48	39	45	56	51	69	49	50	51	46	272	821
うち 支援決定あり	23	20	17	19	30	33	47	36	39	29	34	237	564
就労支援対象者数(プラン期間中の一般就労を目標にしている)	29	24	28	36	32	24	29	21	19	25	23	90	380

2. 初回プラン・再プラン内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
支援決定・確認件数(初回プラン)	21	29	26	29	38	33	39	31	31	34	26	47	384
うち 支援決定あり	11	9	12	12	22	22	26	22	21	21	19	33	230
支援決定・確認件数(再プラン)	24	19	13	16	18	18	30	18	19	17	20	225	437
うち 支援決定あり	12	11	5	7	8	11	21	14	18	8	15	204	334

(5) アセスメント結果について

◎アセスメント結果 ※重複回答有					
内 容	R2	R1	内 容	R2	R1
病気	93	54	家族関係・家族の問題	190	99
けが	7	2	介護	34	21
障がい（手帳有）	35	23	子育て	97	32
障がい（疑い）	52	35	不登校	2	4
自殺企図	4	3	非行	0	0
その他メンタルヘルスの課題	90	62	中卒・高校中退	11	16
住まい不安定	155	30	ひとり親	65	33
ホームレス	6	1	DV・虐待	18	8
経済的困窮	464	130	外国籍	18	4
（多重・過重）債務	122	43	刑余者	5	3
家計管理の課題	303	95	コミュニケーションが苦手	48	30
就職活動困難	200	99	本人の能力の課題（識字・言語・理解等）	132	66
就職定着困難	122	44	被災	0	0
生活習慣の乱れ	35	11	その他	313	4
社会的孤立（ニート・引きこもりを含む。）	39	18	※その他のうち、コロナ関連	(288)	-

- 令和2年度における初回スクリーニング実施件数は539件で、初回スクリーニングにおける課題や問題点を整理した結果、相談1件当たりの問題点は4.9個（総数2,660個）の問題点を抽出しました。生活困窮者が複数の課題を有していることがわかります。
- 内容は、経済的困窮（464個）に関する問題点が一番多く、次いで家計管理の課題（303個）、就職活動困難（200個）、家族関係・家族の問題（190個）、住まい不安定（155個）、本人の能力の課題（132個）、就職定着困難（122個）、多重・過重債務（122個）、子育て（97個）、病気（93個）、その他メンタルヘルスの課題（90個）となっています。令和2年度の特徴として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、その

- 他・コロナ関連（288個）が多くあります。
- 家計管理の課題（303個）のほか、多重・過重債務（122個）があり、生活困窮支援において家計相談の必要性が分かります。借金問題だけを解決しても生活再建にはならず、複数の問題を一緒に解決していくことが必要です。また、令和2年度は家計管理の課題が前年度（95個）から急増していますが、これは、社会福祉協議会が実施する特例貸付申請が増加したことと連動しています。
 - 本人の能力の課題（識字・言語・理解等）（132個）、その他メンタルヘルスの課題（90個）、病気（93個）、障がい疑い（52個）、障害者手帳有り（35個）、コミュニケーションが苦手（48個）といった相談者自身の特性や課題も多くあり、障害者手帳を有していなくても福祉サービスに繋ぐためのサポートが必要な相談者が多いのがわかります。また、精神疾患等においては、健康推進課、医療機関等との連携がより重要となります。
 - 就職活動困難（200個）、就職定着困難（122個）については、就職をすれば支援が終わるのではなく、その後長く働き続けられるようにどのような支援をすればいいのかが課題です。定着支援の方法のひとつとして、やすワークの就職ナビゲーターが、面談による定着指導（4回）や事業所訪問による定着指導（19回）を実施しました。前年度より定着指導の回数が減少しているのは、コロナ禍で訪問が減少したことが要因です。
 - 住まい不安定（155個）については、低収入や失業により家賃を滞納してしまう相談者が多く、住居確保給付金を早期に利用することで滞納を回避するなど効果的な活用が重要です。令和2年度の住居確保給付金利用者は32世帯と前年度4世帯に比べ8倍と急増しています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、住居確保給付金が逐次改正され、65歳年齢制限の撤廃や、収入減少を理由とした申請が認められることになり、申請対象者が増えたことが要因です。
 - ひとり親（65個）、子育て（97個）、DV・虐待（18個）については、子育て家庭支援課や家庭児童相談室等との速やかな連携、情報共有が必須です。重篤なケースになる前に、発見機能としての相談体制が重要といえます。
 - 社会的孤立（ニート・ひきこもりを含む）（39個）、生活習慣の乱れ（35個）、コミュニケーションが苦手（48個）については、相談を受けるにあたり、相談者の気持ちにいかにか寄り添っていくかが重要となります。まずは、定期的に面談を重ねて日常会話をする、交換日記をする、などの相談者一人一人にあった方法を考えて接し、信頼関係を築くことから始めています。
 - 中卒・高校中退（11個）については、貧困の連鎖防止の観点から、市で実施している学習支援事業「やすクール」の取り組みの中で、高校進学のための基礎学習の確保と、高校中退防止を目的に、居場所機能を持った学習の場として実施しています。また、不登校（2個）については、同じくやすクールに登録している不登校の生徒については、やすクールに出席したことをもって、中学校の出席扱いにするなどを連携して行いました。
 - 介護（34個）については、介護離職の問題や、高齢者の相談から認知症が発見されるなど、介護サービスにつなぐことが多くあります。
 - 自殺企図（4個）については、健康推進課と連携し、自宅訪問等により精神科受診や生活支援につなげています。その他に、外国籍（18個）、刑余者（5個）など、相談対応の専門知識が必要となるものがあります。外国籍が、前年度（4個）だったのが大幅に増加していますが、これは、コロナ禍による相談が要因です。

(6) 支援実施

電話や他機関との調整など、相談支援の延べ件数は6,658件でした。特徴として、他機関との電話紹介・協議が1,778件と多いのは連携の数字の表れです。また、その他が1,716件と多いことについては、やすワークや学習支援事業の支援状況がはいつているためによるものです。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
電話相談・連絡	72	95	89	80	99	78	62	90	65	85	86	94	995
訪問	0	0	0	0	1	3	5	6	5	5	1	6	32
同行支援	0	0	0	0	0	4	2	4	4	4	2	4	24
面談	108	102	112	131	130	121	129	128	131	100	132	168	1,492
所内会議	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
支援会議	0	0	0	0	0	0	2	11	3	21	3	10	50
支援調整会議 (プラン策定)	49	15	22	26	30	6	24	16	11	20	12	23	254
支援調整会議(評価実施)	42	16	10	26	10	9	28	22	22	17	5	11	218
その他他機関との会議 (支援調整会議以外)	9	1	4	12	4	7	8	5	2	4	2	7	65
他機関との電話照会・協議	213	129	159	173	149	108	145	138	130	128	128	178	1,778
その他	153	111	168	175	106	161	181	166	176	79	103	137	1,716
不明	5	2	10	8	7	0	0	0	0	0	0	0	32
合計	651	471	574	631	536	497	586	587	549	463	475	638	6,658

(7) 連携機関について

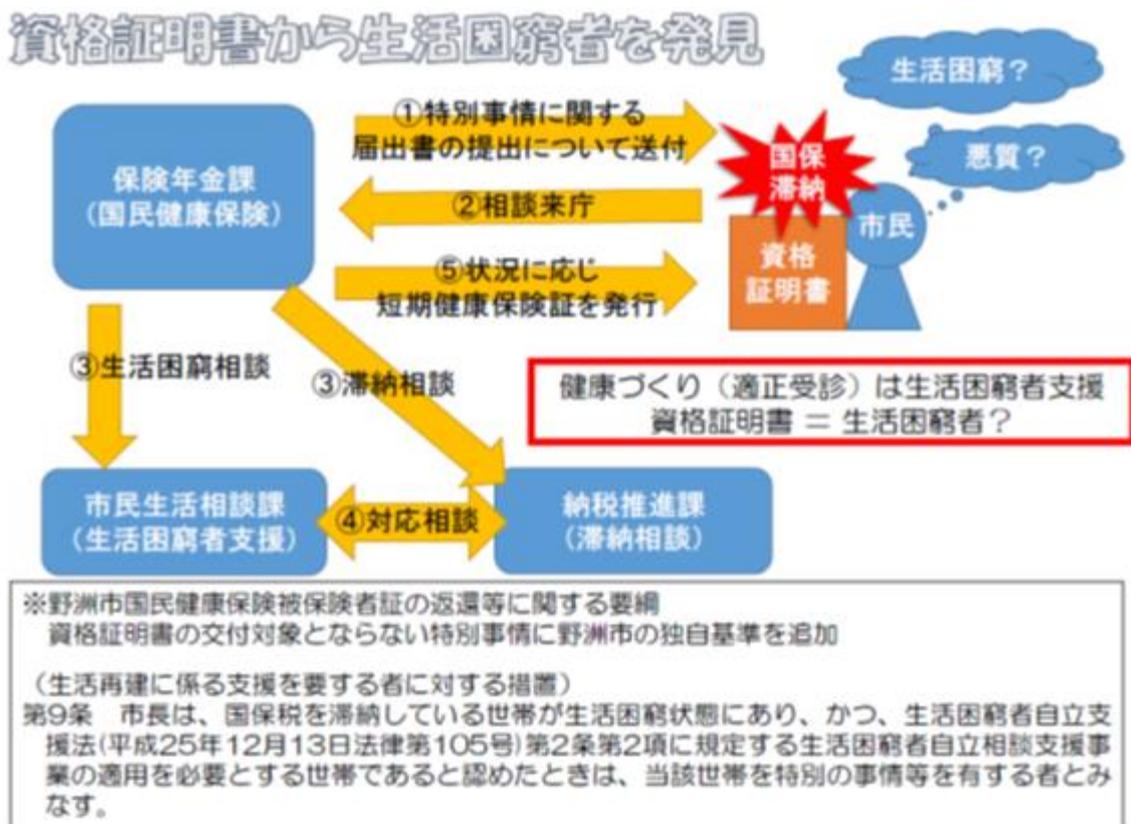
① 市役所関係課

- 市役所の連携機関については、生活保護を担当する社会福祉課が314件と、ひとり親家庭の支援を担当する子育て家庭支援課が293件と多くありますが、これは、就労支援をハローワークと一体的に実施する「やすワーク」の活用が要因のひとつにあります。また、障がい者自立支援課・地域生活支援室が234件と障がい担当との連携が多くありますが、これは、障がいのある人の相談については、密な連携が必要であるためです。
- 年金や国民健康保険担当の保険年金課が132件、精神保健を担当する健康推進課が85件となっていますが、これは、国民年金や国民健康保険税の滞納者に生活困窮状況にある対象者が多いことや、また、自殺防止対策の推進により、自殺防止対策を実施する健康推進課とのきめ細かい連携が要因です。
- 社会福祉課との連携として、令和2年度に生活保護受給につなげた人数は10人です。
- 地域包括支援センターが124件、高齢福祉課が30件とありますが、これは、高齢者からの相談のみならず、高齢者虐待事案の中に生活困窮状態が発見されてつながるケースや、相談を受ける中で認知症等が発見されるなどのケースがあるのが要因です。
- 保険年金課では、「野洲市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱」を改正し、「野洲市国民健康保険被保険者証の返還等に関する要綱」に改め、生活再建に係る支

援を要する者に対する措置として、生活困窮者自立相談支援事業の適用を必要とする者であると認めるときは、当該世帯主について特別の事情等を有する者とみなす規定としました。これによって、保険年金課、納税推進課と協力して相談者の発見につなげる仕組みを構築しています。

- 令和2年度の特徴としては、納税推進課・税務課333件と、税金関係の連携が多いことです。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け収入減少した人に対し、税務課が所管する国民健康保険税の減免申請や、納税推進課が対応する税金等の支払い猶予につなぐことが多い要因です。また、コロナに係る国民健康保険税等の減免等が決定した人に生活支援緊急給付金3万円を支給する制度により、税務課との連携が増加しています。

■国民健康保険資格証明書から生活困窮者を発見するプロジェクト



② 市役所外の関係機関について

- 市役所以外の連携機関の特徴としては、野洲市社会福祉協議会 498 件と連携件数が急増したことです。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け収入減少した人を対象に生活福祉資金を貸し付ける「特例貸付」の申請が多いことが要因です。
- ハローワークとの一体的実施を行う生活困窮者等就労支援事業である「やすワーク」や草津ハローワークとの連携が1,252件と一番多くありますが、これは、市民生活相談課だけではなく、社会福祉課、子育て家庭支援課と連携し、効果的にやすワークを活用していることが要因です。
- 弁護士、司法書士の法律家との連携が381件と多くあります。これは、支援調整会議の参加件数や、借金や労働問題、相続や家庭問題など、法律家の助言や協力が必要な事案が多くあったことが要因です。

- ・社会保険労務士が66件ありますが、これは、障害年金申請の連携が要因です。障がいのある生活困窮者の生活基盤を確保するための障害年金の取得は生活困窮者支援においては重要です。令和2年度に社会保険労務士に障害年金申請につないだのが10人、障害年金決定したのが9人（過年度申請分5件含む）となっています。障害年金受給決定した内の一人は、233万円を訴求して受給しています。
- ・医療機関が50件となっていますが、入院患者の退院後の支援調整や、医療費の支払困難なケースなどの相談で連携が多くあります。特に、病院に同行し病状の説明と一緒に聞くことで、相談者の安心につながるなど支援の大切な役割となります。ただ、令和2年度はコロナ禍のため同行受診が昨年度169件から大幅に減少しています。
- ・フードバンク150件と多くの連携がありますが、コロナ禍において収入減少した世帯への食糧支援が増加したのが要因です。本市では、フードバンクが相談者自宅を訪問配達するのではなく、市役所に配達してもらい、それを市民生活相談課や家庭児童相談室が協力して困窮世帯に配布しています。

庁内関係機関	回数	庁内関係機関	回数
納税推進課・税務課	333	高齢福祉課	30
社会福祉課	314	上下水道課	26
子育て家庭支援課	293	市民課	15
障がい者自立支援課・地域生活支援室	234	総務課	10
家庭児童相談室	132	商工観光課	7
保険年金課	132	発達支援センター	6
地域包括支援センター	124	市民サービスセンター	2
健康推進課	85	環境課	2
消費生活センター	45	子ども課	2
住宅課	43	農業委員会	1
学校教育課	43	人権センター	1
その他行政担当	39	市民交流センター	1
計		1920	

庁外の公的機関またはそれに類する機関等	回数	庁外の公的機関またはそれに類する機関等	回数
ハローワーク・やすワーク	1252	男女共同参画センター	3
野洲市社会福祉協議会	498	児童相談所	3
学校等	43	他の社会福祉協議会	2
やすクール	30	障害者更生相談所	2
県住宅課、県営住宅管理センター	12	年金事務所	2
警察	9	他市町村	1
若者サポートステーション	7	労働基準監督署	1
県ひきこもりセンター	7	税務署	1
子ども家庭センター	5		
計		1878	

その他団体等	回数
反貧困ネットワーク	429
フードバンク	150
国際交流協会	5
生活協同組合	1
計	585

専門家等	回数
弁護士・司法書士	381
社会保険労務士	66
税理士	1
計	448

医療・福祉関係事業所等	回数
障害者就業・生活支援センター	62
介護事業所	51
医療機関	50
障がい福祉サービス事業所	48
精神保健福祉センター	7
成年後見センターもだま	1
計	219

民間事業者等	回数
不動産会社	22
協会けんぽ	10
一般事業者	9
生命保険会社	3
就労先事業所	3
郵便局	1
計	48

個人支援者等	回数
家族、友人、知人等	13
民生委員児童委員	11
自治会長	6
その他支援者	5
市議会議員	3
計	38

(8) 評価実施状況（初回プラン、再プラン内訳）

再プランを含め評価を実施したのは499件です。初回プランの評価実施（300件）では、支援を終結したのが34件、再プランして継続したのが266件、中断したのは0件です。再プランの評価実施（199件）では、支援を終結したのが22件、再プランして継続したのが177件、中断したのは0件です。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
評価実施件数(初回プラン)		17	23	19	22	29	27	32	28	23	24	19	37	300
うち	終結	1	9	4	5	3	1	1	3	1	3	2	1	34
	再プランして継続	16	14	15	17	26	26	31	25	22	21	17	36	266
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価実施件数(再プラン)		15	19	6	14	13	15	21	15	14	14	14	39	199
うち	終結	4	5	2	3	3	1	2	1	0	0	1	0	22
	再プランして継続	11	14	4	11	10	14	19	14	14	14	13	39	177
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

支援を実施し、評価を行ったケース499件について見られた変化を集計した結果は、以下のとおりとなりました。

- ・家計の改善（389件）が1番目に多く、これは、社会福祉協議会が実施する特例貸付を受けることで、生活費等の困窮が解消されたことによるものです。また相談時に家計を含めた世帯全体の家計状況の聞き取りを徹底し、国民健康保険税の減免や税金や水道料などの助言を進めた結果と考えられます。
- ・債権管理条例の運用に伴い、税金等を滞納している中で、債務整理（15件）につながっています。また、社会保険労務士による障害年金相談につないで申請した件数は10件、障害年金受給決定したのは8件で、家計の改善につながっています。
- ・生活保護適用（12件）となっていますが、生活基盤を整えるため、社会福祉課と連携し生活保護の活用につながっています。
- ・住まいの確保・安定（61件）は、住居確保給付金の実利用世帯が32世帯（延長等を含めた延べ決定数は57世帯）と急増しているのが要因です。
- ・精神の安定（326件）、自立意欲の向上・改善（125件）など、相談者と支援を通じて関わることで、こうした変化がみられると考えます。
- ・対人関係・家族関係の改善（62件）、孤立の解消（17件）など、市役所各課合わせたひきこもり等の相談支援の件数が67人と多くあるところから、関わり続けることで効果が表れているのだと考えます。
- ・その他収入増加（84件）、就労収入増加（29件）、年金関係収入の増加（7件）と、コロナ禍においても就労等により収入増加したケースがあります。

●支援対象者に見られた変化

生活面	件数	社会面	件数
家計の改善	389	一般就労開始（継続的就労）	28
精神の安定	326	社会参加機会の増加	26
自立意欲の向上・改善	125	就職活動開始	14
その他収入増加	84	一般就労開始（時限的）	13
対人関係・家族関係の改善	62	職場定着	8
住まいの確保・安定	61	障がいサービス活用	1
就労収入増加	29	職業訓練の開始、就学	1
生活習慣の改善	22	その他	27
孤立の解消	17	この間に変化は見られなかった	3
債務の整理	15		
生活保護適用	12		
健康状態の改善	7		
年金関係収入の増加	7		
障害者手帳取得	5		
医療機関受診開始	4		

2. 住居確保給付金

住居確保給付金とは、離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として、住宅費を支給するとともに、市民生活相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。令和2年度の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、申請件数が59件と急増し、その内決定世帯数は57件となっています。

■住居確保給付金 制度の変遷

時期	変更内容
令和2年4月1日～	・年齢要件撤廃（以前は65歳未満のみ利用可能）
令和2年4月20日～	・減収要件の追加（以前は離職・廃業の場合のみ利用可能） ・過去に住宅手当または住宅支援給付を受けた人も申請可能となる
令和2年4月30日～	・求職活動要件の緩和（コロナ影響により、 当分の間 ） ※ハローワークの登録、職業相談、応募・面接については免除 ※自立相談支援機関との面談は月4回から月1回に緩和
令和2年5月7日～	・支援プランの作成は原則求めない（迅速化①） ・生活困窮者自立支援統計システムへの入力不要（迅速化①）
令和2年5月29日～	・クレジットカード払いも対象に含める（この場合、本人支給とする）
令和2年6月8日～	・延長、再延長の審査事務の簡略化等手続きの迅速化（迅速化②） ・休眠預金等については、確認のための添付書類は不要
令和2年7月1日～	・支給額計算の変更（一部支給の場合の支給額アップ）
令和3年1月1日～	・令和2年度中に新規申請した人のみ、 最大12ヶ月受給可能 ※再々延長時は資産要件が通常の半分の額になる。 ※減収要件であっても規定の求職活動が必要。 ・求職活動要件等の「 当分の間 」措置の 部分解除 ⇒離職・廃業の場合、規定の求職活動が必要。 ・支援プラン（システム入力）に係る迅速化①の解除。
令和3年2月1日～ （令和3年4月1日～）	住居確保給付金を過去に受給した人も再申請可能になる。 ※R3.3末までに限る。（R3.4.1に申請期間がR3.6末まで延長） ※給付3ヶ月限り。 ※求職活動要件は新規申請と同様の要件が課される。

○令和2年度 住居確保給付金

	申請件数	決定件数	総支給額
4月	3	3	24,600
5月	4	4	244,600
6月	7	7	307,600
7月	4	3	340,600
8月	4	4	452,800
9月	4	5	460,100
10月	6	5	573,200
11月	5	6	452,500
12月	6	5	408,400
1月	5	3	449,500
2月	4	5	505,100
3月	7	7	447,000
計	59	57	4,666,000

※ 上表は新規・延長・再延長・再々延長含む総計

※ 申請月と決定月が異なる場合あり

※ 総支給額は、実際の支払日ベース

事由別	全体				
	新規	延長	再延長	再々延長	再申請
失業	22	15	5	2	0
減収	35	17	10	6	2
計	57	32	15	8	0

男女別	全体				
	新規	延長	再延長	再々延長	再申請
男	12	9	3	0	0
女	45	23	12	8	2
計	57	32	15	8	0

世帯人員別	全体				
	新規	延長	再延長	再々延長	再申請
1人	22	12	5	4	1
2人	13	7	5	1	0
3以上	22	13	5	3	1
計	57	32	15	8	0

	人数・件数	備考
支給対象実人数	32人	新規の数
支給期間中の常用就職件数	15件	ダブルワーク含む

※重複あり	人数	比率
母子	26	49.06%
単身	22	41.51%
65歳以上	3	5.66%
その他	8	15.09%
計	59	111.32%

年代別	全体				
	新規	延長	再延長	再々延長	再申請
30歳未満	4	3	1	0	0
30～39歳	11	5	3	2	1
40～49歳	22	10	6	5	1
50～59歳	15	10	4	1	0
60～64歳	2	2	0	0	0
65～69歳	1	1	0	0	0
70歳以上	2	1	1	0	0
計	57	32	15	8	0

3. 生活福祉資金貸付

社会福祉協議会が行う生活福祉資金や緊急小口資金の貸付については、野洲市社会福祉協議会と連携して相談対応をしています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの人に向けて、令和2年3月25日から緊急小口資金等の特例貸付が実施されたため、申請合計数が1,004件と非常に多くなりました。

■特例貸付

新型コロナウイルス感染症による休業や失業により、一時的な生活資金にお困りの人へ、緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付が実施されました。

◎緊急小口資金

・対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

・貸付上限 20万円以内

・据置期間 1年以内 ・償還期限 2年以内

◎総合支援資金

・対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

・貸付上限 (2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内

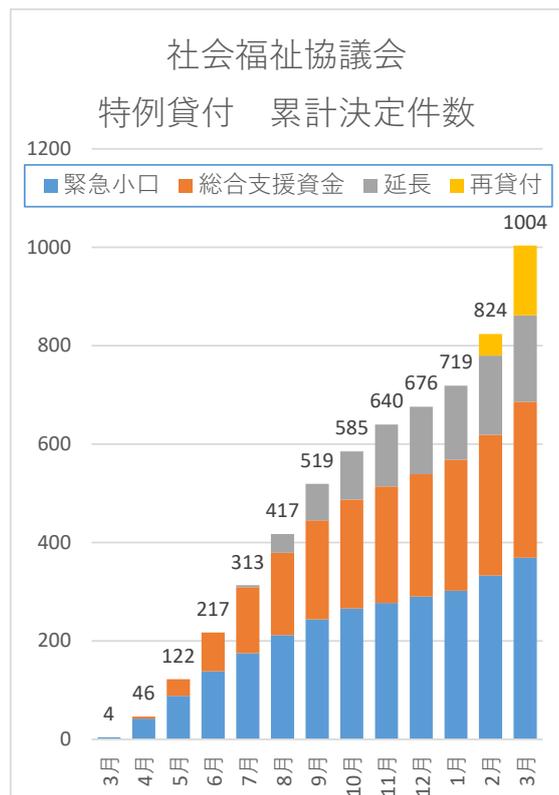
総合支援資金の貸付期間は原則3月以内 (延長、再貸付併せて最長9か月)

・据置期間 1年以内 ・償還期限 10年以内

- ★ 無利子で保証人は不要です。
- ★ 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

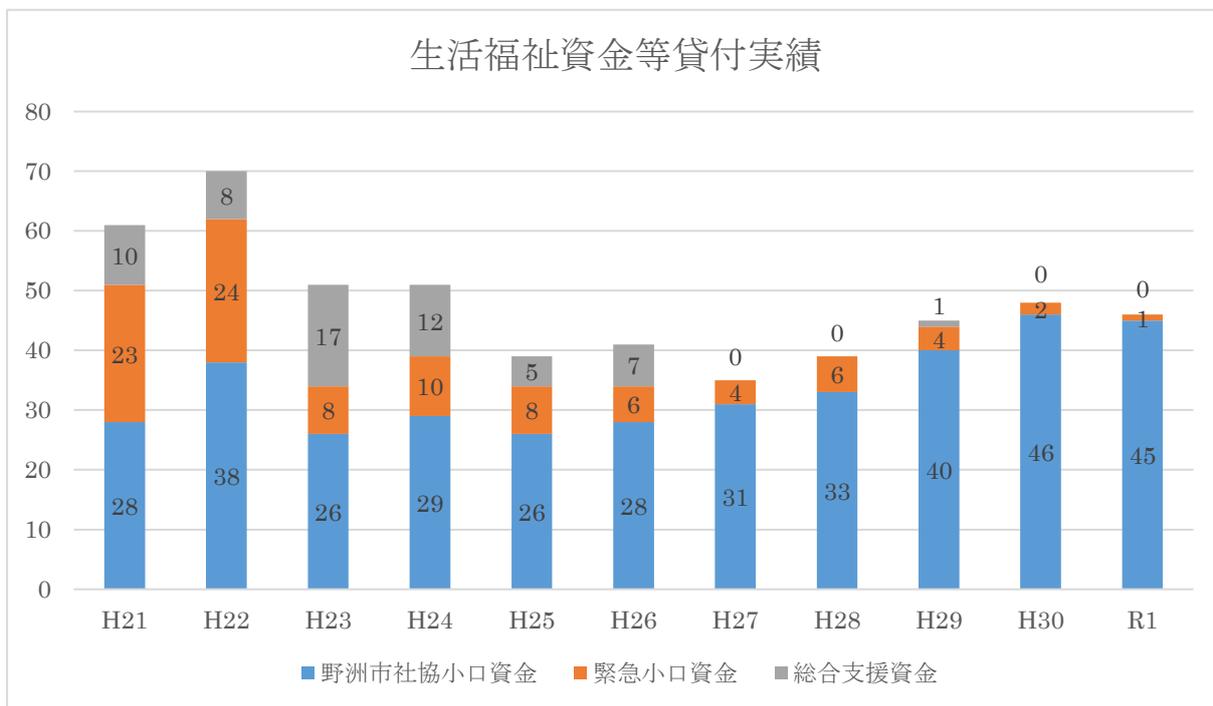
■令和2年度生活福祉資金貸付状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 件数
特例貸付 合計	4	42	76	95	96	104	102	66	55	36	43	105	180	1004
緊急小口 資金	4	38	46	50	37	37	32	22	11	13	12	31	36	369
総合支援 資金	0	4	30	45	55	33	34	20	16	12	17	20	31	317
延長	0	0	0	0	4	34	36	24	28	11	14	10	15	176
再貸付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	98	142



<参考>

■平成21年度～令和元年度 生活福祉資金等貸付実績



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総合支援資金	10	8	17	12	5	7	0	0	1	0	0
緊急小口資金	23	24	8	10	8	6	4	6	4	2	1
野洲市社協小口資金	28	38	26	29	26	28	31	33	40	46	45
合計	61	70	51	51	39	41	35	39	45	48	46

4. ひきこもり支援実績

(1) 概要

令和2年度において、本市が支援を行ったひきこもり支援の対象者について、関係5課の支援結果を集計しました。対象については平成22年公表「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の定義に基づき、概ね6ヶ月以上未就労、または未就学の状態が継続し、家族以外の人との交流をほとんどしていない事象としました。集計の結果、関係5課で67人となり、前年度比率で63.4%増加となっています。

なお、集計結果の詳細な分析等については、別冊にて報告を行っています。

支援課	令和2年度 支援数	令和元年度 支援数	前年度 比率
発達支援センター	7人	8人	87.5%
家庭児童相談室	1人	1人	100%
健康推進課	16人	9人	177.8%
地域包括支援センター	8人	2人	400%
市民生活相談課	35人	21人	166.7%
合計	67人	41人	163.4%

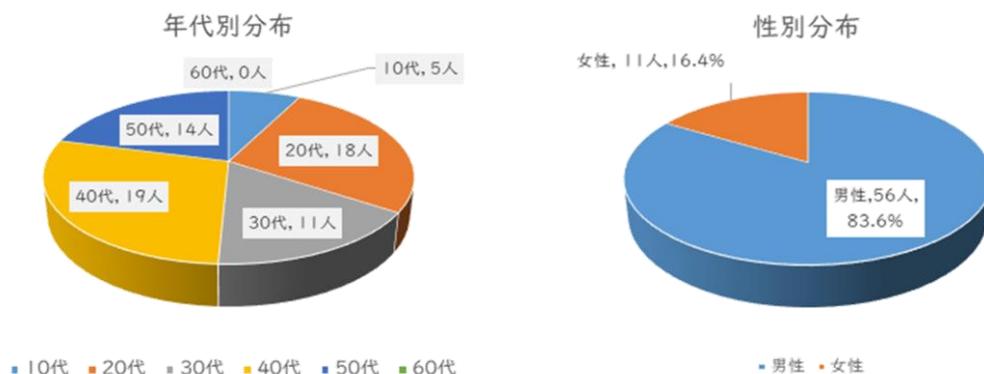
(2) 属性別集計結果

① 相談者の性別

対象者の性別で見ると、男性56人、女性11人となっており、男性の比率が83.6%と多くなっています。

② 相談者の年代別

- 年代別では、40歳代19人、20歳代18人、50歳代14人の順で多くなっています。
- 10歳代及び20歳代の若年層が全体の34.3%となる一方で、40歳代以降も49.3%となっています。



※集計結果の詳細な分析等については、別冊にて報告を行っています。

5. やすワークにおける就労支援実績

平成 23 年度のパーソナル・サポート・サービスのモデル事業から実施してきたハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、市役所にて出張相談を行う就職ナビゲーター事業を拡充するため、平成 25 年度より、本市と厚生労働省滋賀労働局（ハローワーク）と一緒に就労・生活支援を進める「やすワーク」を庁舎本館 1 階に開設しました。これは、内閣府の「アクション・プラン事業」を活用して、ハローワークの就職支援と本市の生活支援を一体的に提供する取り組みで、「生活困窮者等を対象とした就労支援を一体的に実施するための協定」（平成 25 年 4 月 1 日締結）に基づき実施しています。

実施方法は、市役所内に個別ブースを設置し、ハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、毎日 10 時～16 時の時間帯において、完全予約制（1 人 45 分間）で行っています。面接のためのスーツ貸出や、履歴書作成の指導助言、模擬面接、化粧の仕方などのツールも用意しています。

就労支援を行う各部署（社会福祉課、子育て家庭支援課等）に配置されている就労支援相談員と就職ナビゲーターが密に連携しながら、個別継続的に寄り添って支援を行うことで、相談者の就職活動を応援しています。

やすワークでは、相談者が市役所の落ち着いた環境で 45 分間の就労相談・情報提供を受けることができること、また、各部署の支援する担当者等が同席して相談対応することで、情報共有ができてスムーズな連携支援に繋がるなどメリットが多く、生活支援とセットで行う就労支援は非常に有効です。

- 平成 30 年度 5 月からは下記の障がいのある人へ就労支援を開始しています。

<p>◎「障がい者求人」の検索及び情報提供等の就労支援 ⇒「障がい者求人」へ応募する際に、本人の障がいの程度等、事業所へ配慮していただきたいことを伝え紹介します。</p> <p>◎「一般求人」における障がいのある人への就労支援 ⇒「一般求人」を紹介する際に、障害者手帳保持者である旨等を事業所へ伝え、応募可能かどうか確認し、可能な場合については就労支援を行います。</p> <p>*「一般求人」・・・通常の求人 「障がい者求人」・・・障がいのある人を雇用するための求人</p>
--

- 就職支援ナビゲーターによる就職面談を受けたのは 151 人（実人数）、実施回数は 838 回でした。その内、99 人（実人数 78 人）が就労決定しています。
- 就職決定者の男女比は、男性 45 人（45.5%）、女性 54 人（54.5%）です。
- 就職決定者の年代については、男性は 60 代（19 人）、女性は 40 代（17 人）が一番多くなっています。60 代以上も男女合わせて 28 人となっていますが、このように高齢者の就労支援のニーズは多くあります。
- 就職決定者の職種については、軽作業・工場等（36 人）が一番多くなっています。次は、清掃・施設管理（24 人）、介護・福祉・看護（14 人）となっています。
- 雇用形態については、パート（68 人）が一番多く、次に正社員（18 人）、派遣（12 人）、契約社員（1 人）となっています。正社員の割合が多い職種は、軽作業・工場等（8 人）で、次に接客販売（3 人）、介護・福祉・看護（3 人）となっています。正社

員の雇用形態が少ないというよりは、生活保護やひとり親家庭、障がい等、様々な課題のある相談者が、多様な働き方により社会参加に向けて就労決定し、第一歩を踏み出したことの成果が大きいと考えます。ただ、こうした課題のある相談者については、就労決定後も継続した支援が課題となります。

- 就職決定者の属性（重複回答）については、障がいのある人（21人）、高齢者（15人）、ひとり親家庭（12人）、生活保護（11人）、となっており、様々な課題のある相談者の就労支援に対して、市役所内における連携の成果があったといえます。
- 障がいのある人の就職決定者（21人）の内訳については、障がい者求人（1人）、一般求人（20人）となっています。

■ やすワーク就労支援実績

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生活困窮相談 新規受付実人数		243人	153人	171人	179人	222人	315人	270人	531人
やす ワーク	利用者 実人数	191人	191人	151人	146人	120人	112人	112人	151人
	就職 決定者 延人数	145人	146人	140人	134人	141人	122人	100人	99人

(2) やすワークにおける支援メニュー

やすワークでは、就職ナビゲーターによる様々な支援を実施しています。令和2年度は、定着支援として、就職ナビゲーターが事業所訪問による定着指導や訪問定着による定着支援を行ったのは23件と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、前年度の75件から大幅に減少しています。

■ 支援メニュー 令和2年4月～令和3年3月末

職業分類	件数	備考
応募	124	応募書類作成
面接	30	面接訓練
面接報告	1	面接報告時の質疑応答の助言
応募・面接	2	応募書類作成&面接訓練
定着指導	4	面談による定着指導
訪問定着	19	事業所訪問による定着指導
訓練案内	3	
入社前教育	0	
同席面接	1	
見学段取り	0	
求人開拓	3	
採用依頼	0	
職場訪問	1	
合計	188	

令和2年度 野洲市就職決定者数等の状況

1. 相談利用者数と就職決定者数等

相談実施回数	838	相談利用者数	151	総就職決定者数	99	就職決定者実人数	78
--------	-----	--------	-----	---------	----	----------	----

2. 性別

合計人数	男性		女性	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
99	45	45.5%	54	54.5%

3. 年代別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性	2	4	5	1	14	19	0	45
女性	1	2	10	17	15	8	1	54
合計	3	6	15	18	29	27	1	99

4. やすワークを利用した障がい者求人紹介数

紹介件数	16	実人数	12
------	----	-----	----

5. 就職決定者の職種と雇用形態

職種	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
軽作業・工場等	36	19	0	9	8
清掃・施設管理	24	23	0	0	1
接客販売	11	6	0	2	3
事務	6	4	0	0	2
介護・福祉・看護	14	9	1	1	3
調理	4	4	0	0	0
運転関係	2	1	0	0	1
農林水産業	2	2	0	0	0
合計	99	68	1	12	18

6. 就職決定者の属性等（重複回答有）

属性等	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
生活保護	11	9	0	2	0
住居確保給付金	13	7	1	1	4
障がい	21	19	0	0	2
うち、障がい者求人	1	1	0	0	0
うち、一般求人	20	18	0	0	2
ひとり親家庭	12	6	0	3	3
高齢者	15	14	0	0	1
多重債務者	0	0	0	0	0
その他	49	30	1	5	13

(3) 特定求職者雇用開発助成金の活用について

就労困難者等をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金が支給される制度です。対象者によって、それぞれ活用できるコースがあります。令和2年度は、やすワークにおいて、生活困窮者であることを事業主に伝えて（オープン）職業紹介した件数が0件です。助成金で多いのは、母子家庭でオープンが25件となっています。

◎生活保護受給者等雇用開発コース／対象者：生活保護受給者、生活困窮者

◎特定就職困難者コース／対象者：高年齢者、障がいのある人、母子家庭の母など

◎生涯現役コース／対象者：雇入れの満年齢が65歳以上の離職者

■特定求職者雇用開発助成金を案内した職業紹介の件数

区分	生活保護		母子家庭等		生活困窮者		障がい者		高齢者	
	オープン	加ズ	オープン	加ズ	オープン	加ズ	オープン	加ズ	60歳	65歳
4月	0	2	2	1	0	7	1	3	0	1
5月	0	11	0	0	0	2	2	2	0	2
6月	0	5	4	0	0	15	2	3	0	0
7月	0	2	3	0	0	12	1	2	1	0
8月	0	1	4	0	0	9	1	3	0	0
9月	0	6	4	0	0	3	2	0	0	0
10月	0	4	3	1	0	16	2	2	0	0
11月	1	2	1	0	0	13	2	2	0	0
12月	0	5	0	0	0	4	1	1	1	0
1月	0	3	0	0	0	7	3	5	1	2
2月	0	2	1	0	0	6	2	1	1	1
3月	0	0	3	0	0	17	2	0	2	1
合計	1	43	25	2	0	111	21	24	6	7

■特定求職者雇用開発助成金の支給の可能性のある就業

区分	生活保護		母子家庭等		生活困窮者		障がい者		高齢者	
	オープン	加ズ	オープン	加ズ	オープン	加ズ	オープン	加ズ	60歳	65歳
4月	0	0	2	0	0	2	1	0	0	1
5月	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
6月	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0
7月	0	1	1	0	0	4	0	1	0	1
8月	0	0	0	0	0	4	1	1	0	0
9月	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
11月	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0
合計	0	3	5	0	0	32	6	7	1	3



やすワークは、市役所本館1階の税務課の前にあります。

やすワークは、予約制になっています。相談時間は45分間で、相談員やハローワークの就労ナビゲーターと相談しながら、就職活動を行うことができます。



感染症対策もしっかり行っています。

スーツを持っていない人には、スーツやカッターシャツの貸し出しを行っています。



6. 家計改善支援事業

家計相談支援事業については、自立相談支援事業と一体的に実施しています。

多重債務や税金等の滞納など家計に課題のある者に対し、家計の見直しをすることで、家計再建に向けたきめ細やかな相談支援や、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等のあっせんを行いました。相談延べ回数872回、利用者実人数372人と、自立相談支援事業と一体的に実施することで効果的に行うことができました。

- 家計改善支援プラン策定数 72件
- 家計改善支援プラン評価数 40件

◎評価の内容としては、以下内容が挙げられます。

- ・家計の把握を行い収入の範囲内で生活ができるようになった。
- ・確定申告と市県民税申告を行い、約19万円の還付金を受け取ることが出来た。
- ・生活費の支払いの順序を一緒に整理した結果、後々の生活を考えて支払いを考えられるようになってきた。
- ・家計を確認したところ、同居する父親の社会保険の被扶養者として加入していたにもかかわらず、国民健康保険の喪失手続きができていないため、国民健康保険税が課税されたままになっていたのがわかった。そこで遡及して喪失手続きを行ったところ、滞納税がなくなった。

■家計管理（評価の内訳）

	状況の把握	重要性の認識	優先順 支出費目の	範囲内での支出	自立意欲の改善	生活全般その他
件数	21	14	2	4	16	4

■令和2年度債務整理実績（令和3年3月31日時点）

項目	数字
債務整理で法律家が受任した件数	5人
令和2度に回収した過払い金額	(回収済) 230万円
家計改善支援相談による税金等充当金額（債権数2件）	31万3,500円 市県民税 国民健康保険税

7. 支援調整会議

(1) 支援調整会議の内容について（毎月開催分）

生活困窮者自立支援法において実施する自立相談支援事業は、生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画（プラン）の作成、評価を行い、関係事業との連携を含めた包括的な支援を行うものとされています。そして、そのプランおよび評価について支援内容の調整・確認を行う支援調整会議が、国の自立相談支援事業実施要領に位置付けられています。

そこで本市では、国の自立相談支援事業実施要領に基づく支援調整会議として、以下を目的として実施しました。内容は、支援プランのチェックを目的とし、毎月1回（年間12回）開催しました。貧困問題に取り組む民間団体として「NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会」に委託し、弁護士や司法書士の法律家の派遣を受けています。

■支援調整会議の目的

- プラン内容の妥当性についての関係機関・関係者間の確認
- 関係機関・関係者間の協議の上で、プランについて必要な修正を実施
- プランに基づく今後の支援の支援方針及び各機関・関係者の役割の確認

■構成員

毎月1回実施する支援調整会議の構成員については、以下の団体です。

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
（NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会）
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 野洲市市民部市民生活相談課
- (4) その他総括者が必要と認める機関又は団体

(2) 支援会議について

生活困窮者自立支援法改正に伴って、平成30年12月に「野洲市くらし支えあい条例」を改正し、同条例の第25条において支援会議の設置を規定しました。改正前の第25条は、支援調整会議の設置を規定するものでしたが、改正後は第25条第1項にて支援会議の設置を規定し、第2項で支援会議の名称を支援調整会議と称すると定めています。既存の支援調整会議に支援会議の機能を付加する形で支援会議を設置し、平成31年1月から運用を開始しています。 ＊野洲市支援調整会議設置要綱参照

■定例：支援調整会議（毎月1回開催）

回 日程	法律家名	内容	
第1回 4/24	黒田 啓介 弁護士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	44件 26件
第2回 5/29	元永佐緒里 弁護士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	45件 30件
第3回 6/26	永芳 明 弁護士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	39件 22件
第4回 7/31	土井 裕明 弁護士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	40件 26件
第5回 8/28	土井 裕明 弁護士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	56件 21件
第6回 9/25	羽田 慎二 司法書士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	46件 16件
第7回 10/30	永芳 明 弁護士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	60件 29件
第8回 11/27	小川 恭子 弁護士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	52件 19件
第9回 12/18	黒田 啓介 弁護士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	48件 5件
第10回 1/29	小川 恭子 弁護士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	47件 13件
第11回 2/26	元永佐緒里 弁護士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	37件 6件
第12回 3/19	羽田 慎二 司法書士	・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	63件 6件
合計		・支援決定/確認件数（再プラン含む） ・評価実施件数（再プランを含む）	577件 219件

■ケース別：支援調整会議（随時）合計 13 回開催

日程	内容	参加機関
6/11	高齢者虐待事案における措置後のひきこもり男性の支援	守山警察署、地域包括支援センター 家庭児童相談室、市民生活相談課
7/27	相隣からの嫌がらせの支援対応	野洲市社会福祉協議会 健康推進課、市民生活相談課
9/17	障がい者世帯における生活支援と不登校の子どもの支援	中学校、野洲市社会福祉協議会 家庭児童相談室、市民生活相談課
11/18	精神障がいのある人の退職に伴う支援と債務整理について	黒田弁護士 健康推進課、市民生活相談課
12/15	中高年のひきこもりについて	滋賀県社会福祉協議会 社会福祉法人さわらび福祉会 草津保健所、地域包括支援センター 健康推進課、市民生活相談課
1/5	自殺案件について （遺族者支援）	健康推進課、学校教育課 家庭児童相談室、市民生活相談課
1/8	自殺案件について （遺族者支援）	健康福祉部次長、地域包括支援センター 健康推進課、市民生活相談課
1/8	障がい者世帯における不登校の子どもと生活支援について	中学校、野洲市社会福祉協議会 学校教育課、家庭児童相談室 障がい者自立支援課、市民生活相談課
2/4	家庭内DVの恐れがある税金滞納世帯の支援調整について	納税推進課、地域包括支援センター 高齢福祉課、地域生活支援室 市民生活相談課
3/5	障がい者世帯における不登校の子どもと生活支援について	中学校、野洲市社会福祉協議会 学校教育課、家庭児童相談室 障がい者自立支援課、市民生活相談課
3/9	中高年のひきこもりについて	滋賀県社会福祉協議会 野洲市社会福祉協議会 社会福祉法人さわらび福祉会 草津保健所、地域包括支援センター 健康推進課、市民生活相談課
3/11	発達障がいのあるひきこもりが長期にあった男性の生活支援	野洲市社会福祉協議会 社会福祉法人野洲慈恵会 あやめの里 医療法人周行会 ヘルパーステーション 健康推進課、市民生活相談課
3/29	相隣からの嫌がらせの支援対応	野洲市社会福祉協議会 健康推進課、市民生活相談課

8. 地域共生社会の実現に向けての地域づくり推進事業

■多機関の協働による包括的支援体制構築事業の目的

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図ることを目的にしています。そこで本市では、本事業を活用して、生活困窮者支援事業を実施している市民生活相談課と、北部合同庁舎に事務所を有する市民サービスセンターに相談支援包括化推進員を各1名配置し、相談支援員と連携して一体的なチーム体制を整備して、困り事を抱える人を包括的に相談できる体制を整備しています。

■野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱について（平成29年4月1日告示第51号）

生活困窮者等に対する包括的な支援体制を構築するため、野洲市相談支援包括化推進会議を設置しました。包括化推進会議では、下記業務を行います。

- (1) 各相談支援機関の業務内容の理解
- (2) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法の検討
- (3) 地域住民が抱える福祉ニーズの調査
- (4) 地域に不足する社会資源創出の手法の検討
- (5) その他包括的な支援体制を構築するために必要な事項

相談支援包括化推進会議は、総括者及び次に掲げる機関又は団体に属する者をもって構成しています。

なお、総括者は、市民部市民生活相談課長です。

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
- (4) 野洲市健康福祉部社会福祉課
- (5) 野洲市健康福祉部子育て家庭支援課
- (6) 野洲市健康福祉部障がい者自立支援課
- (7) 野洲市健康福祉部高齢福祉課
- (8) 野洲市健康福祉部健康推進課
- (9) 野洲市健康福祉部発達支援センター
- (10) 野洲市健康福祉部地域包括支援センター
- (11) 野洲市市民部市民生活相談課
- (12) 野洲市市民サービスセンター
- (13) その他総括者が必要と認める機関又は団体

■野洲市相談支援包括化推進会の開催実績について

野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱に基づき、年間2回の協議会を開催しました。協議会においては、市役所関係部署や地域の関係機関が集まって、「ひきこもりの原因を分析し予防と支援」を検討したり、「ひきこもり支援」について、滋賀県ひきこもり支援センターの萩尾主査を講師に迎え、一緒に研修を行って情報共有及び課題の検討をしました。

■令和2年度 相談支援包括化推進会議

回 日程	参加機関		内容
第1回 10/ 29	●テーマ 「ひきこもりの原因を 分析し予防と支援を検 討する」	家庭児童相談室 障がい者自立支援課 地域生活支援室 高齢福祉課 健康推進課 発達支援センター 地域包括支援センター 学校教育課 市民サービスセンター 市民生活相談課 野洲市社会福祉協議会 相談支援包括化推進員	◎報告者 市民生活相談課 主任 徳田 賢悟
第2回 1/26	●テーマ 「ひきこもり支援につ いて」	社会福祉課 家庭児童相談室 障がい者自立支援課 地域生活支援室 高齢福祉課 健康推進課 発達支援センター 地域包括支援センター 学校教育課 市民サービスセンター 市民生活相談課 野洲市社会福祉協議会 相談支援包括化推進員	◎講師 滋賀県ひきこもり支援 センター 萩尾 宏子

■相談支援包括化推進員の相談実績について

市民生活相談課及び市民サービスセンターに配置した相談支援包括化推進員が受付けた相談件数は、129件です。また、困り事のある人を見つけてサービスにつなげるため、30頁にある「見守りネットワーク協定」を締結し事業者・団体と締結し、地域の見守り活動を行なっています。令和2年度は、1協力団体と協定の締結をし、合計41事業者・団体となりました。

■多機関の協働による包括的支援体制構築事業（市民サービスセンター受付件数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
（相談者別内訳）	相談件数 合計	8	11	11	21	10	7	4	7	3	5	1	2	90	
	男性	2	5	5	9	5	3	1	3	2	2	1	1	39	
	10代	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	20代	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	30代	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	40代	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	
	50代	0	0	1	3	0	0	0	2	0	0	0	0	6	
	60代	0	0	0	2	0	0	0	1	1	1	0	0	5	
	70代	0	1	2	3	0	0	0	0	1	0	1	1	9	
	80代	2	1	2	1	2	2	1	0	0	1	0	0	12	
	90代	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	女性	6	6	6	12	5	4	3	4	4	1	3	0	1	51
	20代	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	30代	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
	40代	1	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	6	
	50代	1	1	0	1	2	1	0	0	0	1	0	0	7	
	60代	3	1	2	2	1	2	1	2	0	0	0	0	14	
	70代	1	4	2	2	0	1	1	1	0	0	0	1	13	
	80代	0	0	0	3	1	0	1	1	1	1	0	0	8	
90代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

■多機関の協働による包括的支援体制構築事業（市役所窓口受付件数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
（相談者別内訳）	相談件数 合計	5	0	10	8	11	5	0	0	0	0	0	0	39
	男性	2	0	6	3	5	3	0	0	0	0	0	0	19
	20代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	30代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	40代	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4
	50代	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4
	60代	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	70代	1	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	5
	80代	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	90代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	女性	3	0	4	5	6	2	0	0	0	0	0	0	20
	20代	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	30代	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	40代	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	50代	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	60代	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	70代	1	0	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	9
	80代	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	90代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9. 自殺防止対策について

本市では、平成31年3月、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「いのち支える野洲市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして～」を策定し、市民、各関係団体、市職員が総動員し、全市的な取組として自殺対策を推進し、『誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現』を目指しています。なお、市民生活相談課は、野洲市自殺対策計画策定委員会において、健康福祉部健康推進課と協力し事務局を担当しました。

■「年始のよりそいを、もらって嬉しい年賀状で！」事業

自殺防止対策の一環として、相談者の中で单身世帯や気になる人、心配な人に対し、市民生活相談課の相談員が、思いを込めたメッセージを書いた年賀状を毎年送っています。令和2年度は53人に送りました。



10. 見守りネットワークについて

(1) 概要

見守りネットワークとは、これまで行われてきた地域による見守り活動をさらに発展・推進するため、事業者及び自治組織や地域の団体等（以下「事業者等」といいます。）の協力を得て、高齢者や障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象となる市民が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り、支えあう仕組みです。

配慮が必要となる市民の多くは自ら相談できないケースが多く、少しでも早く支援につなげることが必要となるため、見守りネットワークの対象となる市民は、高齢者に限らず、障がいのある人や子ども、生活困窮者等もその対象としています。

(2) 見守りネットワークの仕組み

市と協定を締結した事業者等は、その事業の中で市民の異変を発見した場合には、市に異変を通報します。通報を受けた市は、関係課と連携し、状況の確認と支援を行います。見守りネットワークの仕組みの詳細については、32頁を参照してください。

(3) 協定を締結した事業者等

令和2年度は、1事業者・団体と見守りネットワーク協定を締結しました。本市と見守りネットワーク協定を締結している事業者等は、合計で41事業者・団体となります。協定を締結した事業者の詳細は次のとおりです。

●令和2年度協定事業者等（1事業者）

- ・ほりで医院

●令和元年度協定事業者等（2事業者2団体）

- ・フードバンクびわ湖
- ・株式会社セブン・イレブン・ジャパン
- ・一般社団法人やす地域共生社会推進協会
- ・井ノ上新聞舗

●平成30年度協定事業者等（2事業者3団体）

- ・滋賀県司法書士会
- ・一般社団法人滋賀県財産管理承継センター
- ・滋賀弁護士会
- ・株式会社きずな
- ・特定非営利活動法人ふれあいワーカーズ

●平成29年度協定先事業者等（9事業者2団体）

- ・株式会社OVO ピタットハウス野洲店 様
- ・からだ元気治療院 心陽守山店 様
- ・KDDI株式会社 コンシューマ関西支社 コンシューマ滋賀支店 様
- ・株式会社京都銀行 守山支店 様
- ・第一生命保険株式会社 滋賀支社 様
- ・株式会社ダスキン クリーン・ケア営業本部 近畿地域本部 様
- ・明治安田生命保険相互会社 滋賀支社 様

- ・ヤマト運輸株式会社 滋賀主管支店 様
- ・株式会社ポーラ 京都センター 様
- ・野洲市国際協会 様
- ・親子英語サークルHoney 様

- 平成 28 年度協定先事業者等（16 事業者4 団体）
- ・株式会社エコシティサービス 様
- ・大阪ガス株式会社 様
- ・おうみ富士農業協同組合 様
- ・有限会社北村新聞店 様
- ・京滋ヤクルト販売株式会社 様
- ・湖東開発株式会社 様
- ・株式会社滋賀銀行 様
- ・滋賀中央信用金庫 様
- ・生活協同組合コープしが 様
- ・有限会社たちいり 読売センター野洲 様
- ・西日本電信電話株式会社 様
- ・株式会社平和堂 様
- ・野洲市内郵便局及び幸津川郵便局 様
- ・滋賀県LPガス協会 様
- ・守山野洲医師会 様
- ・野洲市社会福祉協議会 様
- ・野洲市商工会 様
- ・野洲市老人クラブ連合会 様
- ・NPO 法人篠原シニネット 様
- ・株式会社沙門 朝日新聞サービスアンカー草津西 様

（４）一人歩き（徘徊）高齢者等事前登録について

認知症等により高齢者等が徘徊し行方不明となった場合に、早期に発見・保護することを目的に、徘徊の恐れのある高齢者等の情報を事前に登録する制度です。登録した情報は守山警察署と共有し、実際に行方不明者が出た際には、登録情報を活用し、捜索活動を早期に開始することに役立てます。

令和2年度は、高齢福祉課と連携し、見守りネットワーク協定事業者に対し、「一人歩き（徘徊）高齢者の行方不明通報の協力依頼を行い、24 事業者・団体から承諾を得ました。

事業者・関係機関等

○ 対象者の異変とは ○

- 訪問時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく呼び出しても応答がない。
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 見慣れない人が家に入出入りするようになった。
- 買い物に来たとき又は配達したときに、お金の勘定が出来ない、同じものを頻繁に購入しているなど様子がおかしい。
- 金融機関でまとまったお金を下ろそうとする。
- コンビニで高額な電子マネーを購入しようとする。
- 宅配便を届けたときに、頼んだ覚えがない商品だと不審がる。
- 老人会といった地域の集まりや行事にいつも参加しているのに、急に来なくなった。
- ゴミをうまく分別できなくなった、またゴミをため込むようになった。
- 頻繁に罵声が聞こえたり、物を投げる音があるなど、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われたとき。
- 服装が不自然なまま外出している。
- 家賃や自治会費等の支払ができず、生活に困っているようだ。
- 常に泣き声が聞こえる。
- 不自然なあざややけどがある。
- 衣類や身体が不潔である。
- 無表情や大人を見るとおびえる様子が見受けられる。
- 早朝、夜間に子どもが一人で歩いている。



※上記に限らず、性別年齢を問わず様子がおかしいと感じたときは、ご連絡ください。

◎平日 8:30~17:15

《 通報窓口 》

市民生活相談課 587-6063

※通報内容を振り分け、連絡

《障がい者虐待》

地域生活支援室

587-6169

《児童虐待》

家庭児童相談室

587-6140

《高齢者虐待》

地域包括支援センター

588-2337

虐待が疑われる場合

◎土、日、休日、開庁以外の時間

【野洲市役所代表】 587-1121

※担当課から折り返し連絡します。

緊急時！

警察 110 番
消防・救急
119 番

個人情報に配慮の上、
通報者へフィードバック

1.1. 野洲市市民生活総合支援推進委員会について

社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係課等が連携し、協議を進め、これらの問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図ることを目的に、当委員会は設置されています。

また、平成28年10月に施行した野洲市くらし支えあい条例において、「消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民、生活困窮者等及びこれらの者と同様の状況に至るおそれのある市民の支援を総合的に行うため、市の関係する全ての組織に属する職員により構成される野洲市市民生活総合支援推進委員会を設置する」と当委員会の設置を規定しました。

野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱第6条において、消費者被害・生活困窮者等支援対策連絡部会、自殺防止対策連絡部会、人権対策連絡部会の3つの部会を設けており、部会で連携し研修会等を行っています。令和2年度は下記のとおり研修会等を実施しました。

(1) 令和2年度野洲市市民生活総合支援推進委員会の開催

①概要

日 時：令和2年7月16日13時30分～14時00分

場 所：市役所本館3階 第1委員会室

参加者：29名（26課）

②報告内容と質疑

- ・消費者被害・生活困窮者等支援対策連絡部会からの取組報告
- ・自殺防止対策連絡部会からの取組報告
- ・人権対策連絡部会からの取組報告

(2) 野洲市市民生活総合支援推進委員会委員研修について

日 時：令和2年7月16日14時00分～15時00分

場 所：市役所本館3階 第1委員会室

研修課題：「アフターコロナにおける相談支援の留意点」について

～誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして～

講 師：滋賀県立精神医療センター 辻本 哲士 センター長

内 容：新型コロナウイルスが流行する昨今のような非常事態においては、行政における緊急時の取り組みは、日常の取り組みが大事。日常の取り組み以上のことはできない。また、同じく取り組まなければいけない疫病と天災への対応は似ているところと違うところがある。天災は発生源を予防することはできず、対症療法となるが、疫病は予防方法がある。また、天災は発生した場所の人が被害者だが、疫病は全ての国民が感染し、また感染させてしまうリスクがあることから被害者にも加害者にもなりうることに注目しなければならない。相談の留意点だけでなく、滋賀県のコロナウイルス関連の医療動向など多岐にわたる講演であった。

■参加者内訳 26課37人（7月16日分）

所属名	人数	所属名	人数
市民部長	1	健康推進課	2
企画調整課	1	住宅課	1
総務課	1	人事課	1
納税推進課	1	商工観光課	2
人権施策推進課	1	上下水道課	1
市民課	1	教育総務課	1
協働推進課	1	学校教育課	1
危機管理課	1	生涯学習スポーツ課	1
社会福祉課	2	市民交流センター	2
障がい者自立支援課	1	発達支援センター	4
こども課	1	地域包括支援センター	1
子育て家庭支援課	1	市民生活相談課	5
子育て支援センター	1	市民サービスセンター	1

（3）野洲市市民生活総合支援推進委員会・研修会について

日 時：令和3年2月5日 13時30分～15時10分

場 所：野洲市総合防災センター

参加者：52名（市役所各課、関係機関、市長、副市長）

研修課題：「これからの地域福祉を考えるフォーラム」について

講 師：厚生労働省社会・援護局地域福祉課 國信 綾希 課長補佐

内 容：野洲市地域福祉計画策定委員会と合同で開催した。庁内関係部署及び関係機関向けに、地域共生社会の概要や必要性など、ご講義いただき理解を深めるとともに、地域福祉計画策定及び包括的な支援体制の構築についての具体的な手法をレクチャーいただいた。後半は、参加者からの質問に対し、講師が的確にわかりやすく答えていただくなど、活発な意見交換の場となった。

■野洲市市民生活総合支援推進委員会研修会

2020年度 これからの地域福祉を考えるフォーラム（質疑応答部分議事録）

副市長：先ほどの説明で、色々な現場で学んだこと、感じたことを施策に結びつけられているとあった。特にこれからの時代はプラットフォームとか、それを作るコーディネーター機能が大事だと思っている。野洲市でもそういうプラットフォームができたり、色々な団体の連携ができたりするような市になってほしいと考えており、共感するところが多かった。また、お金の使い方の話については、地方にとってはありがたいし、国から補助金の統合とか、自由度を増す制度づくりを進めてきてもらっていると思うが、なかなか実際の場面では、削られたり、予算が減ったり、自由度を謳いながら、なかなかうまくいっていない現状がある。27ページに記載されて

いたことを、ぜひ実現してもらえるとありがたい。

講師：交付金の話。今までの政府が作ってきた交付金は効率化につながってしまったものが多かった。最初に想定されていなかったメニューが増えたり、1つ1つへの支援が薄まっていくことが多いが、今回のものは効率化するような事業ではない。新聞報道でワンストップの窓口について、お金を少なくするためのものと書かれることがあるが、意識の変容、今までそれぞれの分野でプライドを持ってやってきた実践は宝なので、それは続けていくべきだし、縦割りではなくなるので意見を言い合うことができる、色々な人が関わられるようになると思う。相談対象が減るわけではないので、予算が減るわけではないだろうという抵抗をしている。そういう取組を進めていきたいという市町村を支援していく。一般的には地域づくりで、通いの場、福祉の地域づくり系の事業、按分してやれば事業としてやらなくても、会計検査員としては検査せざるを得ない。法律を作り、新しく交付金を作らないとやらざるを得ない。厚労省が汗をかいてお金を。説得性を持たせるためにはみんなの議論が必要。プラットフォームが必要。活性化するためにも地域みんなの出会いの場が必要なので、それは国の知恵の絞るところだと考えている。家族だけでなく地域の、気に掛ける範囲を広げていかないと、田舎でも地域が保てないと思っている。

・事務局（社会福祉課・宇都宮主査）より、地域福祉基本計画概要版の紹介

吉田部長：ポイント、強調したいところは、これまでも野洲市では生活困窮者の対応に取り組んできた。おたがいさま、と、少しのおせっかい、が大事だと考えており、一方通行の関係ではなく、すべてが支え合う関係が大切だと思う。

酒井委員長：靱帯を痛めたのと剥離骨折をしていて、1か月ほど前にこの状態になったが、まさしく、「少しのおせっかい」があればと思いながら過ごした。夫婦2人世帯で、ケガした前日に夫が家を離れたので、どう暮らすのかということからはじまった。まず、職場でけがをしたので病院から帰宅できなかった。先週はじめて戻ってきたが、基本計画の中に事業所や企業に協力と書かれているように、関係性のできている人には、「送っていくよ」と言ってくれる方もいた。野洲の中でそういう人たちが増えていけば、野洲に住んで良かったと思える人が1人でも増えていくと思う。わかりやすい計画と最初に言っていたのだが、福祉を学んでいる時から、基本に「わかりやすさ」があった。学び始めた当初は福祉が分からなくて、住民にも難しすぎるので伝わっていない、分かりやすく伝えることを考えていかなければならないと感じている。市民の方はこれでもまだ分からないと思う。計画はできあがって終わりではなくて、計画ができたところからがスタートになるので、どう分かりやすく伝えていくかが大事だと思う。一人ひとりを尊重し、大切にしていく必要がある。学生の海外研修でデンマーク研修があるが、デンマークは福祉先進国であるが福祉教育はない。学校でも家庭でも、生まれたときから、すべてが対等な関係であるため。その教育や意識があるから、あえて「福祉教育」というものがない。そういう方向になることが大事だと思う。教育

というと難しい、おこがましいところもあるが。

浅田委員：福祉を辞書で調べると、幸せや豊かさを表す言葉であった。社会福祉と生活困窮者の社会的ゴール。“みんなに”ということになるので、この地域福祉はちょうど良いと思う。「福祉のまち」が上手くいくと、こういう町に住みたいと思う人が増えると思う。そうすると、人口も減らないのではないか。

講師：野洲に住み続けたい、ここに大事なものがある、宝がいっぱいあるというのを、大人が思う・感じるようになると、それを見て子どももそう感じるようになる。コロナ禍を逆手にとって、市内の良いところを見つけていくことが大事ではないか。そうすると、少なくとも地域間の奪い合いは少なくなるのではないかと思う。それぞれがそれぞれの地域を大事に思える、そういう文化を培えればと思う。

山崎委員（意見紹介）：自分たちにできることを実践することが大切だと思うが、「少しのおせっかい」ができづらいこともある。関わりづらさ、個人情報保護の観点から難しいと感じる面がある。個人情報の壁に穴をあけることは難しいか。

講師：H30の改正の時も、今回の改正の時にも、同様の意見があった。8050問題の50の方で、自分自身の困りごととして捉えていくこと。具体的なケースを含めて、支援会議と言う会議体を法定で設定すれば良いという部分がある。民生委員は法律上、守秘義務があるが、法定上の会議であれば、そのメンバーの中であれば情報共有ができるようになって、互いが共通の情報を共有していくことができると思う。個人情報の保護に関しては、今後、地方自治体の条例がどう変わっていくか見ていく必要があると思う。

木村氏（社協）：計画を策定するにあたって、地域の生の声を聞いてきた。何とかしたい、頑張りたいと思っている人が多かったからかもしれないが、地域を何とかしたいという意見をたくさんいただいた。その内容を計画に盛り込んで策定を進めてきた。地域によっては、その後、まちづくりの計画を作ろうとしていたり、委員会を立ち上げて子どもから大人まで、高齢者も巻き込んで活性化の取組を進めていく地域もある。自分たちが考えていけないといけないと住民アンケートをしたり、広報をしたり、色々なことにつながっている。種まきは今後も続けていきたい。地域の応援を色々な機関と連携して進めていきたいと思う。

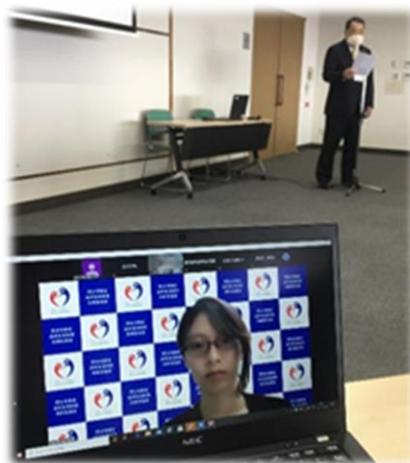
樋渡主任（社会福祉課）：重層的体制整備事業など、難しい言葉がある。地域共生社会をめざしていくことは分かるが、タウンミーティングを進めていく中で、地域で高齢の方をマッピングして、それを共有している地域などもあった。地域の中で既に行っていることの積み重ねが地域共生社会につながっていく、そういう活動を増やしていくことが結果として地域共生社会につながっていくという理解で良いか。

講師：色々な実践を見て、みんなが問題意識を持って、それを行政側で大事にできるかどうか。1,700の自治体の中のさらに細かな地域において、その地域の人が何をしたいか、10年後に向けてどうしたいか、そういう想いを共有する形や場を作っていくことが行政の役割だと考える。行政側から強制するものではない。行政が引っ張るのではなくて、想いを引き出す、それを大事にしていくことだと思う。

野洲市市民生活総合支援推進委員会
内部研修

日時：令和3年2月5日

場所：野洲市総合防災センター



▲ ▶
厚生労働省社会・援護局地域福祉課 課長補佐
の國信 綾希（くにのぶ あき）講師

コロナ禍における開催となったため、遠隔地からオンラインで講演いただきました。



▲ オンライン講演の様子



◀
講演後の質疑応答もパソコンを通じた
オンラインで実施し、活発な意見交換の
場となりました。

12. 学習・生活支援事業 YaSchool (やすクール)

平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法において、子どもの貧困連鎖を断ち切ることを目的として、「学習支援事業」が自治体の任意事業として位置付けられています。そこで本市では、庁内各課及び関係機関で検討を重ね、「やすクール」と名付け開校しました。

学習指導だけでなく、居場所支援としてゲームなどのお楽しみ会を行うほか、高校中退防止の観点から、やすクールの卒業生については、高校生の受入れをしました。学校や将来の悩みを話すなど、息抜き場として毎回参加する子どももおり、居場所機能としての効果がありました。

地域の協力については、野洲市農業者クラブからお米の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会の連携で地域ボランティアによる「おにぎり隊」の協力を得て毎回おにぎりや味噌汁を提供するなど、地域ぐるみで取り組みが広がりました。

今年度、高校受験をした3人全員が進学することができました。

■令和2年度学習支援事業実績報告書

事業名	野洲市学習支援事業 YaSchool (やすクール)	期 間	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
委託者	野洲市	受託者	NPO法人反貧困ネットワーク 滋賀・びわ湖あおぞら会

事業概要

■実施方法

- 1. 対象者** 野洲市内に在住する生活困窮世帯の中学生
やすクールに登録のあった高校生
- 2. 会場** コミュニティセンターやす 3階4部屋と調理室を活用
- 3. 日時** 毎週水曜日 18:00～20:30
- 4. 実施回数** 学習会(26回) 中学3年生受験対策支援(15回)
(内:修了式後のお楽しみゲーム大会1回)3月17日(水)
- 5. 登録者数** 中学生19人 高校生6人 合計25人
全員がひとり親家庭世帯
延べ参加人数414人(中学生/368人 高校生/46人)
- 6. 学習ボランティア** 法律家、建築士、会社員などの社会人や大学生など
*延べ参加人数 スタッフ 118人
学習ボランティア316人

7. 学習支援内容

○今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大影響を受けて、学習支援の開始が6月5日からとなった。また、8月中と12月23日から2月末までの期間、感染拡大の影響に伴い休校とした。よって、今年度の開催は26回と、中学3年生対象に受験対策個別支援を別途15回の実施となった。参加した生徒の延べ人数は、中学生368名、高校46名であった。

- 生徒の参加率が72%と目標の60%を上回った。
- 中学3年生を対象に受験対策を実施するのに、参加する生徒の自宅近くのコミセンを、コミセン職員の協力を得て活用した。志望する高校を目指して一生懸命勉強に取り組んで公立高校の受験前日まで実施した。
- 受験対策の個別指導の成果により、3人の受験生が全員志望する公立高校に合格した。
- ボランティア募集の成果により、スタッフ含め延べ434人の学習ボランティアの参加となった。このため、生徒にマンツーマンでの学習対応が可能となり、学力にあった個別指導ができた。
- 教育機関との連携の取組みとして教育委員会の協力により、SSWを派遣してもらった。
- 不登校など課題をもつ生徒に対し、学校やSSWと情報共有を行った。
- 学習支援だけではなく、野洲市農業者クラブからお米の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会の協力を得て、民生委員・児童委員含む地域住民の協力により、おにぎりや味噌汁を提供し、学習が始まる前の居場所となった。ただ、子どもとボランティアの交流の場として毎年実施している、カレーライス作りや餅つき等のイベントについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため実施できなかった。
- 高校中退防止の観点から、昨年度にやすクールに参加した生徒については、高校生の受け入れをしているが、勉強だけでなく、家庭や学校の愚痴や悩み、また進路の相談など、息抜きの場として参加する生徒など、居場所機能としての効果があった。
- 卒業生が、学習ボランティアの協力をするなどの役割を担ってくれた。ある生徒は、高校生になり、半年間学習ボランティアについて教え方を学び、その後自ら学習ボランティアとして一生懸命教えてくれた。将来、教師になりたいという夢を持つようになった。

8. 高校進学のための学費等の手続き支援

- ・公立高校、私立高校の進学に必要な学費確保をするため、子どもの状況を市民生活相談課と情報共有し、子育て家庭支援課から奨学金や貸付等の申請手続きの情報提供等を行ってもらった。

9. 高校生の中退防止の居場所支援

- ・高校中退防止の観点から、やすクール登録のある子どもについては、高校生受け入れを行っているが、進路の相談や家庭や学校の悩みを話すなど、息抜きの場として、居場所機能としての効果があった。
- ・高校で良い成績を取ったときに見せに来るなど、自己肯定感を持つようになった。
- ・やすクールの卒業生が学習ボランティアの協力をするなど、役割を担ってくれた。支えられる側が支える側になるなど、学習ボランティア経験を通じて成長が見られた。

■学習支援事業の課題

- ・基礎学力の低い子どもが多く、個別に学習状況を把握していく必要がある。
- ・学習ボランティアの確保と定着が重要である。
- ・発達障がいや知的障がいなど、子どもの特性に合わせた支援が出来る人材が必要。
- ・引きこもりや、不登校、心に問題を抱えている生徒が多く、中学校及び専門機関との連携がますます

す重要になっている。

■お楽しみ交流会

毎年、ボランティアの皆さんとの交流の場として、年末のクリスマス会、餅つき大会など、調理実習やゲームをとおして、子ども達と学習及びおにぎりボランティアとの交流を図り親睦を深めていたが、今年度はコロナ禍のため実施することができなかった。ただ、修了式の後に、おにぎりボランティアの皆さんがランチボックスに詰めてくれた鮭や炊き込みご飯のおにぎりを配ってくれたり、学習ボランティアの大学生がクッキーを焼いて子どもたちにふるまうなど、学習ボランティアの皆さんも交えながら、ピンゴゲーム大会を楽しく行った。

日付	内容	生徒参加人数	ボランティア数
3月17日	卒業・修了式 懇話会、ゲーム大会 (コミセンやす)	中学生 13人 高校生 2人	学習ボランティア 13人 スタッフ 4人

■関係機関との連携

- ・野洲市農業者クラブから8月3日にお米30キロの寄付を受けた。3月26日に開催される、野洲市農業者クラブの会合に参加して、学習支援事業の報告を行った。
- ・委託先の反貧困ネットワーク滋賀・びわこあおぞら会や、市役所の関係機関（事務局：市民生活相談課）、子育て家庭支援課、社会福祉課、学校教育課、協働推進課、及び野洲市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、おにぎりボランティアで組織する野洲市学習支援運営協議会が、コロナ禍のため書面決議での開催となったため、取組報告書を通知するなど、活動について情報共有した。
- ・市民生活相談課が年5回のスクールソーシャルワーカー連絡協議会に参加し、課題のある子ども等の情報共有を行うなど、教育委員会から派遣してもらっているスクールソーシャルワーカーとの連携を行った。

■高校進学

- ・中学3年生の3人が全員志望校の公立高校に合格し進学した。

■登録者数

中学生 19人 高校生 6人 合計 25人（令和3年3月17日時点）

学年	男子生徒	女子生徒	合計人数
1年	3	4	7
2年	3	6	9
3年	2	1	3
高校生	2	4	6
合計	10	15	25

■中学校別

中学校	学年	男子	女子	合計
野洲中学校	1年生	0	1	1
	2年生	1	5	6
	3年生	0	0	0
	小計	1	6	7
野洲北中学校	1年生	3	3	6
	2年生	2	0	2
	3年生	2	1	3
	小計	7	4	11
中主中学校	1年生	0	0	0
	2年生	0	1	1
	3年生	0	0	0
	小計	0	1	1
合計		8	11	19

令和2年度

ヤスクール

YaSchool生徒募集!

中学生対象

要事前申込

勉強したい、させたい・・・
そんなあなたを応援します！

YaSchool概要

- 【期間】 令和2年4月～令和3年3月末まで
原則、毎週水曜日18:00～20:10
- 【会場】 コミュニティセンターやす3階
- 【対象】 市内に在住する中学校1～3年生
- 【方法】 個別指導、自主学習方式(レベルに合わせて対応)
※談話室も併設しますのでお話だけでもお気軽に！
- 【講師】 社会人・大学生が中心です。
- 【費用】 無料 ※体験利用もお気軽に！

まずは、お問い合わせください！



<申し込み・お問い合わせ>
野洲市役所 市民生活相談課
でんわ077-587-6063
Fax 077-586-3677
メール soudan@city.yasu.lg.jp

YaSchool?



勉強したいけど、自分の部屋がない。
学校の授業ではなかなか先生に聞けない、など
YaSchoolはいろんな理由のあるみんなを応援します！
人生の先輩と一緒に社会を生きぬく力を身に付けよう！

<YaSchoolの目標>

これからの人生を生き抜くためのチカラを身に付ける

マナー

ルール

あきらめない

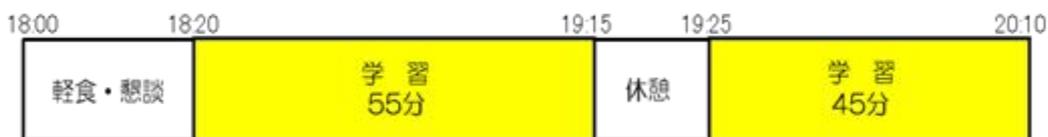
将来の仕事

<スタッフ>

・社会人や地域の大人、学生などいろんな人がお手伝い！



<タイムテーブル>



<会場地図>

コミュニティセンターやす



YaSchoolで チャレンジ!

<申し込み・お問い合わせ>

野洲市役所 市民生活相談課
でんわ077-587-6063
Fax 077-586-3677
メール soudan@city.yasu.lg.jp

令和2年度 野洲市学習・生活支援事業 ～YaSchool～

実績報告《写真集》



やすクールの卒業生・吉田友也（よしだともや）くんが、卓球の2021年度ナショナルチーム強化指定選手（次世代育成選手）に選ばれ、その報告に来てくれました！

今後、更なる活躍をされることを願い、やすクール一同、陰ながら応援してまいります！！

1

令和2年度 野州市学習・生活支援事業 ～YaSchool～

学習風景

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、6月から授業が開始となりました。

年度途中も感染拡大状況を鑑み、閉講期間を設けながらの運営となりましたが、一生懸命学習に取り組んできました。



やすクール登校時には、体温測定と手指のアルコール消毒を徹底し、マスク着用で授業を行っています。



マスクが手に入りにくい時期には、野洲ロータリークラブ様より寄付いただいたマスクを活用させていただきました！ありがとうございます！



学習ボランティアさんとマンツーマンで、一生懸命勉強しています！



令和2年度 野洲市学習・生活支援事業 ～YaSchool～

休憩時間



学習前や休憩時には、おにぎりボランティアの皆様が作ってくださるおにぎりを食べて、勉強にのぞみます。



修了式には、特別に炊き込みご飯でおにぎりを作っていました！



毎回おいしくいただいているおにぎりは、野洲市農業者クラブの皆様からご寄付いただいたお米で作っていただいています。いつもありがとうございます！

ミーティング



毎回、学習を終えると、スタッフ・学習ボランティアが、生徒一人ひとりの取り組みについて振り返りを行い、よりよい授業に向けて、話し合いを行います！

令和2年度 野州市学習・生活支援事業 ～YaSchool～

卒業式・修了式

校長である栢木市長から、卒業証書・修了証書が授与されました！

また、おにぎりボランティアの皆様から、卒業生にお花をプレゼントしてくださいました！

式の後には、生徒たちと学習ボランティアの皆様とで、ささやかながらピンゴゲームをして盛り上がりました！



西村教育長も、卒業生・修了生のお祝いに駆けつけて、激励のメッセージをくださいました！



学習ボランティアの大学生さんが、やすクールの子どもたちへと、クッキーを焼いてくれました！



子どもたちに近い目線で勉強を教えてくれた大学生の皆さんも、晴れて就職を決められました。おめでとうございます！

卒業おめでとう！

令和2年度 野洲市学習・生活支援事業 ～YaSchool～

たくさんの人からご支援を
いただいています！
皆様、本当にありがとうございます！



↑ 株式会社小森樹脂様より、お弁当箱をいただきました！ありがとうございます！

← 野洲市農業者クラブ様から、お米をいただきました！ありがとうございます！



コカ・コーラポトラーズジャパン株式会社様より、お茶をいただきました！ありがとうございます！ →

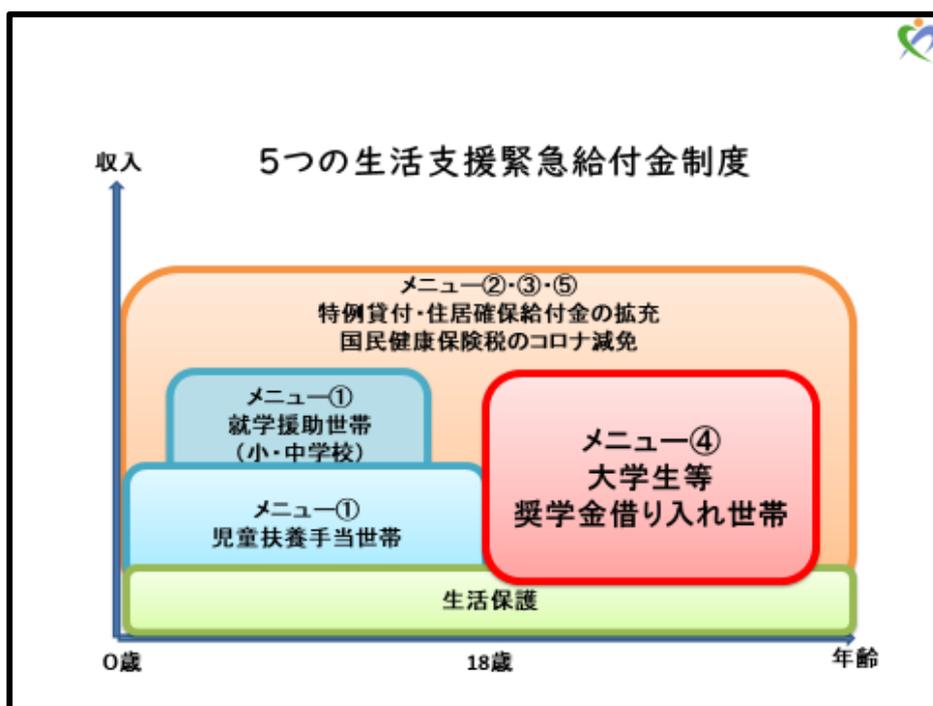


地域の方から、スイカやお米の寄付をいただきました！ありがとうございます！



1.3. 5つの生活支援緊急給付金（新型コロナウイルス感染症対策）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の休業・時短、学校の休校などに伴う就業収入減少となった人、長引く自粛や感染対策に伴い家計圧迫がされた人、経済活動の自粛に伴い事業継続が困難となった事業者、またその影響で失業する就業者などが増え、生活状況が苦しくなり、家賃の支払いに困窮するなどの問題が発生しました。こうした状況を踏まえ、厳しい状況に置かれている市民に対し、生活支援として緊急給付金を支給する制度を創設し、生活支援緊急給付金を支給するなど、速やかに、かつ効果的に事業推進を図りました。



(1) 児童扶養手当又は就学援助費受給者に対する生活支援緊急給付金（子育て支援型）

■事業概要

低収入世帯に給付を行っている児童扶養手当・就学援助費受給世帯に対し、新型コロナウイルス感染影響による減収が大きいものとみなし給付をする。

- ・対象世帯 児童扶養手当・就学援助受給世帯
- ・給付金額 1世帯 30,000円（1回限り）※メニュー②との併用は不可。
対象となる子1人につき 10,000円加算

■実績

- ・5月14日支給分 347世帯／子ども508人
- ・7月31日支給分 26世帯／子ども46人

(2) 生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付に伴う生活支援緊急給付金（貸付連携型）

■事業概要

新型コロナウイルス感染の影響で収入減少し生活費の確保が難しくなった人を対象とした特例貸付の申請者に対し、生活支援金として即時給付をする。

- ・対象世帯 貸付の申請を行った市民・個人事業主等
- ・給付金額 1世帯 30,000円（1回限り）※メニュー①との併用は不可。
- ・申請期間 5月7日～3月末日

※3月25～5月6日の間に特例貸付を申請した人は遡及して対象とする。

■実績

- ・支給件数 332世帯（現金渡し：297件、振込：35件）

(3) 住居を確保するための生活支援緊急給付金（住宅支援型）

■事業概要

新型コロナウイルス感染の影響により減収したことで経済的に困窮し、住宅を喪失するおそれのある人に対し、住居を確保するための給付金を支給する。

離職等により収入が減少した者であって、一定の収入要件と資産要件に該当し、かつ申請時に住居確保給付金の支給要件に該当しないこと。

※児童手当、児童扶養手当、職業訓練手当（求職者支援制度）は収入算定しない。

※大学生、以前に住居確保給付金を利用していた人も対象とする。

- ・支給額 住居確保給付金に準ずる。
- ・支給期間 3か月（1回限り）
- ・申請期間 5月1日～12月25日

■実績

- ・支給件数 12世帯

(4) 大学生等を応援する生活支援緊急給付金（学生応援型）

■事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家計急変の影響を受けやすいと想定される奨学金を受ける大学生等を応援するため生活支援緊急給付金を支給する。

- ・要件対象者 支給の対象者は次の全てに該当する人
 - ①令和2年6月15日において野洲市に住居登録がある者又は市内に住居を賃借し居住している者
 - ②平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
 - ③請求時に、日本国内にある大学、短期大学、大学院、高等専門学校（学科

(4年、5年に限る。)又は専門科に限る。)又は専修学校(専門課程に限る。)(以下、「大学等」といいます。)に在学している者

※ただし、社会人による学び直しや生涯学習の目的の在学は除く

④(独)日本学生支援機構その他これに類する団体等による奨学金を受けている者

- ・支給額 1人30,000円(1回限り)
- ・申請期間 令和2年6月26日～令和2年12月25日

■実績

- ・支給人数 233人

(5) 国民健康保険税減免に伴う生活支援緊急給付金(国保税減免連携型)

■事業概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により減収した市民及び非自発的失業者に対し生活支援の目的で給付する。

- ・対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る以下の減免等を受けたもの

- (1) 国民健康保険税
- (2) 後期高齢者医療保険料
- (3) 国民健康保険組合の国民健康保険料
- (4) 非自発的失業者で国民健康保険税の軽減

- ・支給額 1人30,000円(1回限り)
- ・申請期間 令和2年9月24日～令和3年3月31日

※(1)～(3)の減免等については、申請期間以前の決定であっても減免適用期間が令和2年度中のいずれかの期間であるものについて遡及して給付する。

※(4)非自発的失業者で国民健康保険税の軽減については、令和2年4月1日以降に軽減措置の決定がされたものについて遡及して給付する。

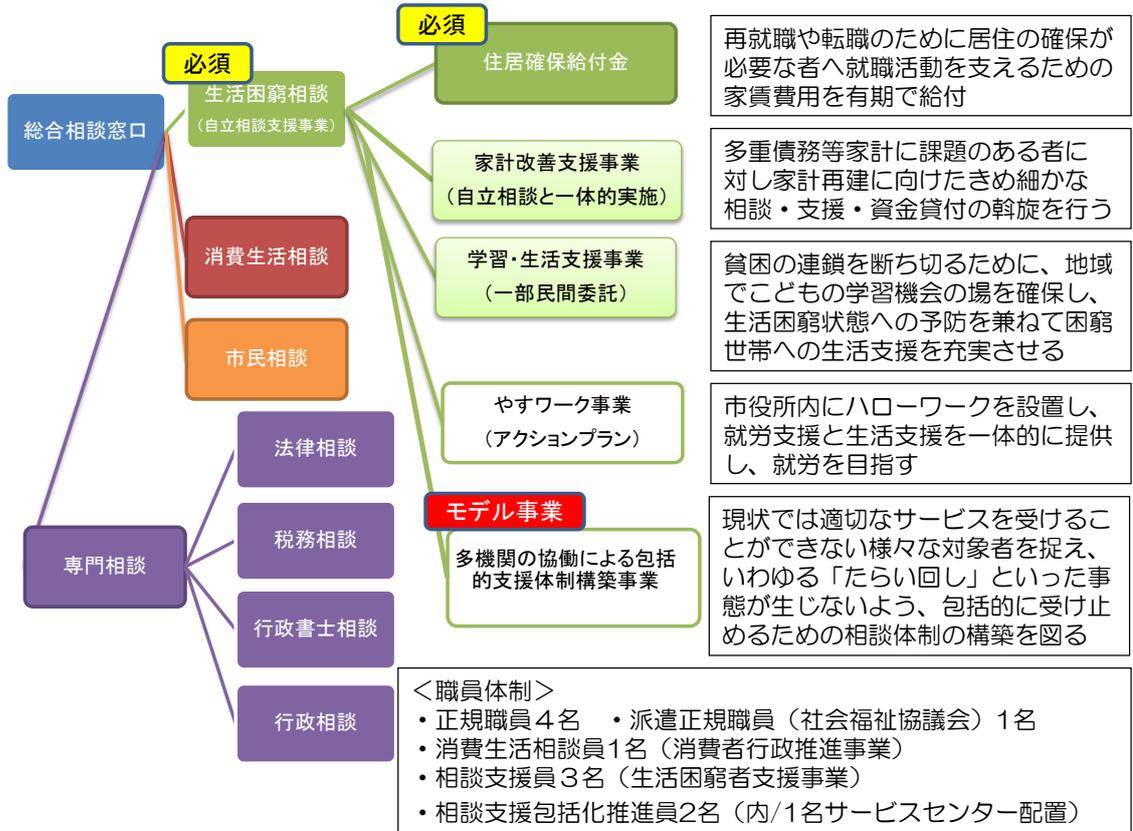
■実績

- ・支給件数 202世帯

	メニュー① 子育て支援型		メニュー② 貸付連携型		メニュー③ 住宅支援型		メニュー④ 学生応援型		メニュー⑤ 国保減免等連携型		生活支援緊急給付金 ①~⑤計
受付開始	指定日支払 (5/14、7/31)		5/7		5/1		6/15		9/23		
受付終了	事業終了		9月末→3月末		12月末		9月末→12月末		R3.3月末		
	件数	支給金額	件数	支給金額	決定件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	
4月	0	0		0		0		0		0	0
5月	347世帯 子ども508人	15,490,000	76世帯	2,280,000	4世帯	35,700		0		0	17,805,700
6月		0	43世帯	1,290,000	3世帯	161,000	33人	990,000		0	2,441,000
7月	26世帯 子ども46人	1,240,000	40世帯	1,200,000	1世帯	161,000	69人	2,070,000		0	4,671,000
8月		0	36世帯	1,080,000		171,300	43人	1,290,000		0	2,541,300
9月		0	26世帯	780,000	2世帯	81,000	47人	1,410,000	24世帯	720,000	2,991,000
10月		0	18世帯	540,000		165,000	28人	840,000	62世帯	1,860,000	3,405,000
11月		0	12世帯	360,000		77,000	3人	90,000	22世帯	660,000	1,187,000
12月		0	16世帯	480,000	2世帯	35,800	3人	90,000	13世帯	390,000	995,800
1月		0	15世帯	450,000		42,900	7人	210,000	23世帯	690,000	1,392,900
2月		0	18世帯	540,000		42,900		0	26世帯	780,000	1,362,900
3月		0	32世帯	960,000		7,100		0	32世帯	960,000	1,927,100
計	373世帯 子ども554人	16,730,000	332世帯	9,960,000	12世帯	980,700	233人	6,990,000	202世帯	6,060,000	40,720,700
積算予算額	18,462,000		6,000,000		3,600,000		17,400,000		6,000,000		41,962,000
執行率	90.62%		166.00%		27.24%		40.17%		101.00%		97.04%
備考	1世帯当たり3万円 子ども1人当たり1万円 1回限り ※メニュー②との併給不可		1世帯当たり3万円 1回限り ※メニュー①との併給不可 ・現金渡 (297件・891万円) ・振込 (35件・105万円)		1世帯1回限り 1決定3ヶ月支給 収入等により支給額変動 ※住居確保の適用不可が条件		1人当たり3万円 1回限り		1世帯当たり3万円 1回限り		※メニュー①~⑤は同事業・同細節で予算計上しているため、各メニューの執行率は参考値 ※2月補正▲9,500,000円

參考資料

令和2年度 市民生活相談課の業務・体制



令和2年度 野洲市生活困窮者自立相談支援事業について 必須 3/4負担

事業の概要 1552万2747円

- 野洲市くらし支えあい条例第2条に位置付けられた、経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民を生活困窮者等として対象にとらえ、条例を効果的に活用し、相談者の発見から支援にかけて生活再建を目指し取り組む。
- 野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱や債権管理条例を活用し、庁内関係機関との連携から生活困窮者の早期発見を行う。
- 学習・生活支援事業等生活困窮者支援事業に関する各事業は自立相談支援事業の強化を図るメニューとして位置づけ実施する。
- 家計改善支援事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業(たらい回さない事業)は、自立相談支援事業内に位置づけて実施し、一体的な相談体制を整備する。中主地域の相談拠点である市民サービスセンターと連携し相談強化を図る。
- 就労等による社会参加に向けて、生活支援と就労支援を一体的に提供するやすワークの活用を強化推進する。



期待される効果

- 重篤な生活困窮状態に至る前段階から早期の支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期脱却を支援。
- 生活困窮者に対し「支援を届ける」ことで、相談支援機能が強化され市民の安心・安全な暮らしが守られる。

令和2年度 野洲市住居確保給付金事業について

必須
3/4負担

事業概要

800,000円

○ 就労意欲・能力のある離職者のうち、住宅を失った、または失う恐れのある人を対象に、住宅の確保(住宅喪失の予防)と再就職の支援を実施。市役所とハローワークによる支援をやすワークを中心に、賃貸住宅の家賃を有期限で支給(生活保護の住宅扶助額)。
※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業を制度化された必須事業。

野洲市の住宅支援給付制度の概要及び実績

☆支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

※支給額及び家賃額の上限は生活保護の住宅扶助額が上限

➢ 支給対象者: 離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、

①現在住居がない又は ②住居を失うおそれのある者

➢ 支給要件: ①収入要件: 下表「収入基準額」以下

※基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)

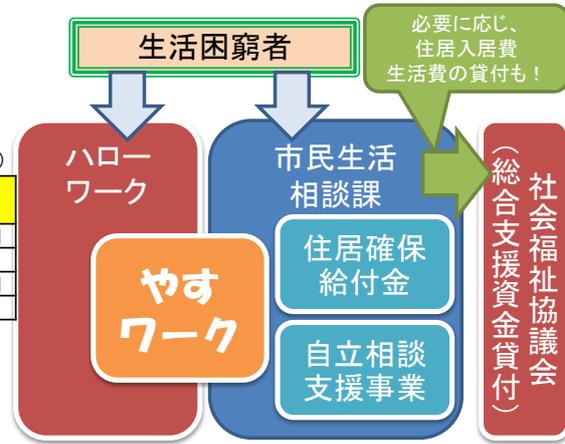
②金融資産要件: 下表「金融資産額」以下※基準額×6(上限100万円)

世帯人数	基準額	家賃額 (上限額)	収入基準額	金融資産額
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円	46.8万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円	69万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円	84.6万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円	100万円

③就職活動要件: 原則週1回以上の求人先への応募、
ハローワークでの月2回以上の職業相談、
自治体での月4回以上の面接支援等

➢ 支給期間 原則3か月間

(就職活動を誠実にしている場合は(最長9か月まで))



期待される効果

○ 通常、受給後の職業相談や面接支援は、ハローワークと市役所それぞれに出向いて対応する必要があるが、やすワークを活用することで就労支援と生活支援をワンストップに提供することができ、効率的で効果的な支援が行える。
○ 支給期間は3か月ごとの更新で通常最長6か月。自立相談支援事業が実施する就労支援を受けることで最長9か月間になる。

令和2年度 野洲市地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業

モデル事業
3/4補助



事業概要

○ 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。

○ これを踏まえ、地域共生社会の実現を確かなものとするため、

①住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり 及び

②市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくり を支援し、推進することを目的とする。

期待される効果

○ 教育と一体的に支援を行うことで、子どもから生活困窮世帯へのアプローチが可能となり、生活支援が充実する。
○ 学習機会の保障を行うことで、子どもの学力が向上し、貧困の連鎖防止、予防が行える。
○ さまざまな職業の大人と触れ合うことで、子どもの進路選択などに幅が広がる。
○ 本事業が地域の拠点となり、最終的には、地域で地域の子どもを育てる体制が構築される。

令和2年度 家計改善支援事業について

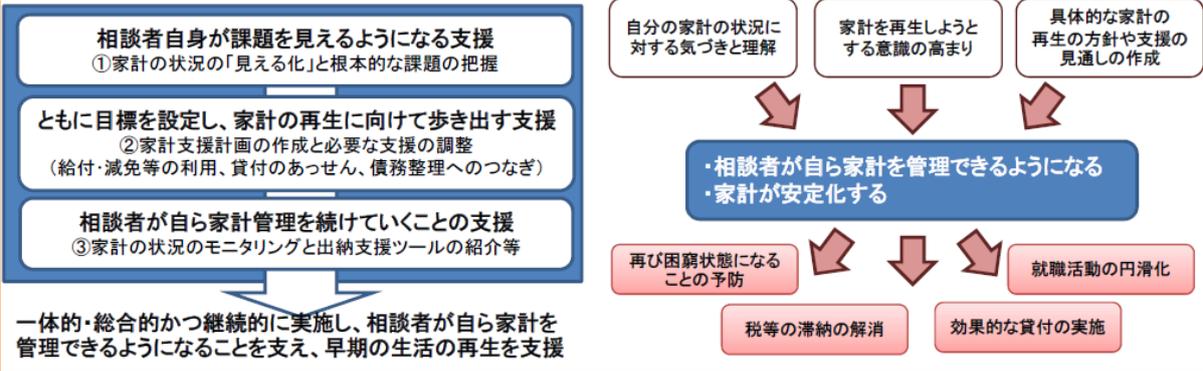
任意
1/2補助

事業概要

406万4200円

- 家計改善支援事業は、家計の見える化を進め、
 - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援計画を作成
 - ② 生活困窮者の家計の再生に向けたきめ細かい支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
 - ③ 多重債務等における 弁護士・司法書士の法律家、障害年金申請等における 社会保険労務士等の専門家へのつなぎ
 - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等 を行う。
- 直営で実施していることから、納付にかかる減免・免除申請、各種手当等の申請等庁内の各種制度等の情報提供
- 自立相談支援事業と一体的に実施し、より一層の家計改善支援の事業効果を期待する

支援のイメージ



期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。
- 自立相談支援事業と一体的に実施することで、家計改善支援の事業効果が加速する。
- 就労支援における、必要額の把握などが具体的に行え、具体的な就労支援活動にも役立てられる。

令和2年度 子どもの学習・生活支援事業について(一部委託)

任意
1/2補助

事業概要

258万4000円

- 生活困窮世帯の子どもを取り巻く課題に対し総合的に対応するため、子どもの学習・生活支援事業を実施する。
- 学習支援を行なう団体(委託)と生活支援を行なう市民生活相談課が一体的に事業を実施し、生活困窮状態からの脱却を図る。
- 事務局が要保護児童対策協議会の構成員として関係機関と情報共有し子どもの世帯に対して生活支援を行なう。
- 高校中退防止として本事業の卒業生等に対し居場所等の支援を行なうとともに、進路選択等に関する支援を行なう。
- 本事業が地域の拠点となり、おにぎり隊や学習ボランティアの協力を得て地域の子どもの地域で育てる体制を構築する。
- ふれあい教育相談センターが実施する野洲市家庭訪問型学習支援事業と連携し、発見した世帯課題について生活支援を行なう。

野洲市学習支援事業YaSchool

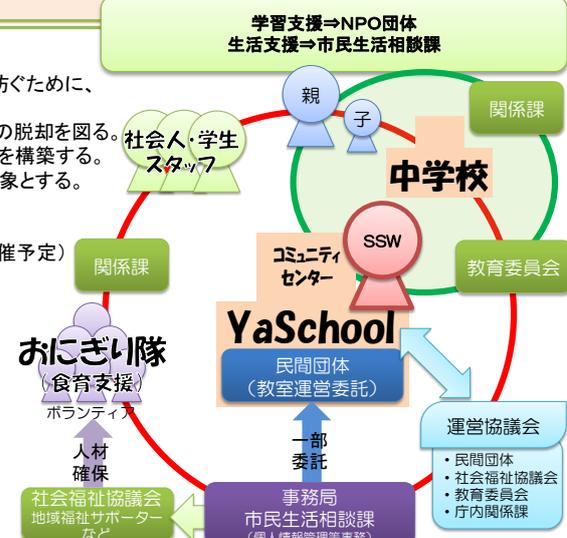
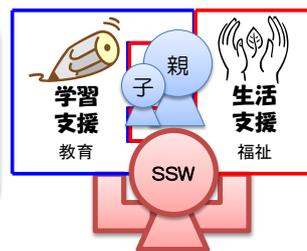
・目的: 生き抜く力を身につける

- ① 子どもたちに対し、貧困連鎖を断ち切ることで、貧困に陥ることを防ぐために、学習習慣を身につけること目的に実施する。
- ② 生活困窮世帯に必要となる生活支援を届け生活困窮状態からの脱却を図る。
- ③ 本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する。

・対象: 市内に在住する中学校1~3年の子どもがいる生活困窮世帯を対象とする。

- ・原則的に、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯とする。
- ・方法: 学習支援に関する経験を有する民間団体に委託し、実施する
コミセンを活用し週1日夜間、(長期休暇、高校入試前は別日も開催予定)

スクールソーシャルワーカー(SSW)との連携
⇒ 教育とのより強固な連携を実現するため、各学校で活躍しているSSWを教育委員会より派遣
⇒ 当該が行う生活支援のみならず学校、家庭、関係機関等と連携しより一層の支援の相乗効果を期待



期待される効果

- 教育と一体的に支援を行うことで、子どもから生活困窮世帯へのアプローチが可能となり、生活支援が充実する。
- 学習機会の保障を行うことで、子どもの学力が向上し、貧困の連鎖防止、予防が行える。
- ささまざまな職業の大人と触れ合うことで、子どもの進路選択などに幅が広がる。
- 本事業が地域の拠点となり、最終的には、地域で地域の子どもの地域で育てる体制が構築される。

資料2 規則・要綱

○野洲市生活困窮者等支援事業実施規則

平成 27 年 4 月 1 日

規則第 31 号

改正 平成 28 年 9 月 26 日規則第 56 号

(題名改称)

改正 平成 30 年 10 月 1 日規則第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市が、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項第 4 号に規定する生活困窮者等が抱える生活上の諸課題の解決及び生活困窮者等の生活再建に資することを目的として実施する生活困窮者等支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活困窮者等自立相談支援事業 生活困窮者等、生活困窮者等の家族その他の関係者に対し、法第 3 条第 2 項の生活困窮者自立相談支援事業を行う事業をいう。
- (2) 生活困窮者等家計改善支援事業 生活困窮者等に対し、法第 3 条第 5 項の生活困窮者家計改善支援事業を行う事業をいう。
- (3) 子どもの学習・生活支援事業 法第 3 条第 7 項の子どもの学習・生活支援事業をいう。
- (4) 生活困窮者住居確保給付金支給事業 法第 6 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金を支給する事業をいう。
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 3 第 1 項に規定する事業をいう。

(事業内容)

第 3 条 市は、支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活困窮者等自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者等家計改善支援事業
- (3) 子どもの学習・生活支援事業
- (4) 生活困窮者住居確保給付金支給事業
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生活困窮者等が抱える生活上の諸課題の解決及び生活困窮者等の生活再建を図るために必要な事業

2 市長は、前項に掲げる支援事業の全部又は一部について、適切な支援事業の運営ができると認められる事業者に委託することができる。

(利用の申請)

第 4 条 支援事業を利用しようとする者は、野洲市生活困窮者等支援事業利用申込書（別記様式）

を市長に提出しなければならない。ただし、子どもの学習・生活支援事業及び地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業は除く。

- 2 生活困窮者住居確保給付金支給事業を利用しようとする者は、別に定める申請書等を前項の申請書に添えて市長に提出しなければならない。
- 3 子どもの学習・生活支援事業を利用しようとする者は、別に定める申請書等を市長に提出しなければならない。

(関係機関との連携)

第5条 市長は、生活困窮者等に対する包括的な支援体制を構築するために、弁護士、司法書士、公共職業安定所、医療機関その他の関係機関との連携を図るものとする。

(留意事項)

第6条 第3条に規定する支援事業の実施にあつては、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年2月4日付職発0204第1号厚生労働省職業安定局長、社援発0204第1号厚生労働省社会・援護局長通知)、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について」(平成27年3月27日付社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(平成27年3月6日付社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)その他関連通知を参照するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(表)
野洲市生活困窮者等支援事業利用申込書

(宛 先) 野 洲 市 長	申 込 日	年 月 日
私は、野洲市生活困窮者等支援事業実施規則第4条の規定により生活困窮者等支援事業の利用を申し込みます。		

■基本情報（書ける範囲でご記入ください。）

ふりがな		性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()	
氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	
住 所	〒 -			
電話番号	自 宅 () -	携 帯	() -	
家 族	同居者	<input type="checkbox"/> 有 (自分を含んで____人) <input type="checkbox"/> 無	別居の家族	<input type="checkbox"/> 有 (____) <input type="checkbox"/> 無
	婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他 (____)	子 ども	<input type="checkbox"/> 有 (____人→扶養の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無
健康状態	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 良くないため通院している <input type="checkbox"/> 良くないが通院していない (通院先: _____) (服薬・既往歴等: _____)			
食 事	<input type="checkbox"/> 食べている <input type="checkbox"/> 食べていない (理由: _____)			
障 害 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 知的 (手帳 有・無) <input type="checkbox"/> 精神 (手帳 有・無) <input type="checkbox"/> 身体 (手帳 有・無)) <input type="checkbox"/> 無			
就 労	<input type="checkbox"/> 就労していない <input type="checkbox"/> 就労している (就労先: _____)			
住 居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> その他 (____) ※ローン・家賃 _____ 万円/月			
収入状況	世帯収入 (____円)	貯 金	貯 金 (____円)	
	本人収入 (____円)	所 持 金	所 持 金 (____円)	
借 金	<input type="checkbox"/> カード (____万円) <input type="checkbox"/> 消費者金融 (____万円) <input type="checkbox"/> 銀行 (____万円) <input type="checkbox"/> 知人 (____万円)			
滞納状況	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 住民税 (市・県民税) <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> その他 (____) ※滞納額 (____万円)			
年 金	<input type="checkbox"/> 受給中 (____年金 ____円/2箇月 ____年金 ____円/2箇月) <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 加入中 (<input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 全額納付 <input type="checkbox"/> 減免 (全額・3/4・半額・1/4) <input type="checkbox"/> 納付猶予等 (____))			
健康保険	<input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 国民健康保険 (普通・短期・資格) <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明 ※国民健康保険の場合 (<input type="checkbox"/> 全額納付 <input type="checkbox"/> 分納 <input type="checkbox"/> 滞納 <input type="checkbox"/> 軽減 (2割・5割・7割) <input type="checkbox"/> 減免 (____))			
来談者 ※ご本人以外の場合	氏 名		ご本人との関係	<input type="checkbox"/> 家族 (本人との続柄: _____)
	電話番号	() -		<input type="checkbox"/> その他 (____)

■同意欄

<p>野洲市長 様</p> <p>私は、野洲市が実施する生活困窮者等支援事業に関し、生活困窮状態の解消と生活の再建の目的のために限り、野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱別表の委員において、私の個人情報を収集し、保有し、利用し及び提供すること並びに外部（弁護士、司法書士、社会福祉協議会、公共職業安定所その他目的を達成するため必要となる者及び機関）に提供することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">_____年____月____日 本人署名 _____ ㊟</p>

(裏)

■ご相談の内容（お困りのこと）

ご相談されたい内容に○をつけてください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をつけてください。					
	病気や健康、障害について		住まいについて		収入、生活費について
	家賃やローンの支払いについて		税金や公共料金等の支払いについて		借金、債務について
	仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブルについて		地域との関係について
	家族との関係について		子育てについて		介護について
	ひきこもり、不登校について		DV、虐待について		食べるものがない
	その他（_____）				
ご相談されたいことや希望されることを具体的に書いてください。					

■支援メニュー

	申込メニュー	利用希望	備考
1	自立相談支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	家計改善支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	子どもの学習・生活支援事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	住居確保給付金支給事業	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	その他の事業	食料支援	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 該当する口には、レ印を記入してください。

※スタッフ記入欄

※当初相談経路	<input type="checkbox"/> 本人自ら連絡（来所） <input type="checkbox"/> 本人自ら連絡（電話・メール） <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡（来所） <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡（電話・メール） <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた <input type="checkbox"/> 関係機関・関係者からの紹介（関係機関・関係者名_____） <input type="checkbox"/> その他（_____）
※チェック項目	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害（手帳有） <input type="checkbox"/> 障害（疑い） <input type="checkbox"/> 自殺企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など） <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> 多重債務・過重債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む。） <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題（識字・言語・理解等） <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他（_____）
※対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1 情報提供や相談対応のみで終了。 <input type="checkbox"/> 2 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ。 （必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする。） （→つなぎ先の制度・専門機関：_____） <input type="checkbox"/> 3 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む。 <input type="checkbox"/> 4 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する。 <input type="checkbox"/> 5 スクリーニング判断前に中断又は終了（連絡が取れない。転居等。）。
※ID	※初回相談受付日 _____年 _____月 _____日
	※受付者 _____

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年規則第 56 号）

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年規則第 70 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

（経過措置）

2 改正後の野洲市生活困窮者等支援事業実施規則第 2 条第 3 号及び第 3 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 31 年度以降の子どもの学習・生活支援事業の実施について適用し、平成 30 年度までの同事業の実施については、なお従前の例による。

○野洲市生活困窮者等自立相談支援事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日

告示第 82 号

改正 平成 28 年 9 月 26 日告示第 185 号

(題名改称)

改正 平成 30 年 10 月 1 日告示第 195 号

(目的)

第 1 条 この告示は、野洲市生活困窮者等支援事業実施規則（平成 27 年野洲市規則第 31 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項第 1 号の規定により実施する生活困窮者等自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）に関し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）及び規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 自立相談支援事業の対象となる者は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号）第 2 条第 2 項第 4 号の生活困窮者等（以下「生活困窮者等」という。）及び当該生活困窮者等の家族その他の関係者とする。

(事業内容)

第 3 条 自立相談支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係機関による積極的な働きかけにより、生活困窮者等を発見し、当該生活困窮者等及び当該生活困窮者等の家族その他の関係者に対して広く相談を行うこと。
- (2) 生活困窮者等が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その置かれている状況や当該生活困窮者等の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）すること。
- (3) アセスメントに基づき、生活困窮者等に必要とされる支援等を検討し、その支援の種類、内容等を記載した計画（以下「プラン」という。）を策定すること。
- (4) プランに基づく支援の効果を適切に評価及び確認し、生活困窮者等の状況に応じた適切な就労支援も含め、当該生活困窮者等の生活の再建までを包括的かつ継続的に支えていくこと。
- (5) 生活困窮者等の早期把握や見守りを行うため、関係機関及び関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、当該生活困窮者等の社会参加や就労の場を広げていくこと。
- (6) 生活困窮者等の支援に当たっては、既存の制度や社会資源を幅広く活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発するよう努めること。

(留意事項)

第 4 条 自立相談支援事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 自立相談支援事業の利用者の個人情報を収集、利用及び提供するときは、野洲市個人情報保護条例（平成 16 年野洲市条例第 10 号）その他個人情報の保護に関する関係法令を遵守すること。
 - (2) 自立相談支援事業の実施に携わる者が業務上知り得た情報を漏らさないように対策を講じること。
- 2 関係機関と自立相談支援事業の利用者の個人情報を共有する場合は、当該利用者から事前に同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについては適切な手続を踏まえるものとする。

(その他)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、自立相談支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年告示第 185 号）

この告示は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年告示第 195 号）

この告示は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

○野洲市生活困窮者等家計改善支援事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日

告示第 83 号

改正 平成 28 年 9 月 26 日告示第 184 号

(題名改称)

平成 30 年 10 月 1 日告示第 194 号

(題名改称)

(目的)

第 1 条 この告示は、野洲市生活困窮者等支援事業実施規則（平成 27 年野洲市規則第 31 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により実施する生活困窮者等家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）に関し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）及び規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 家計改善支援事業は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号）第 2 条第 2 項第 4 号の生活困窮者等（以下「生活困窮者等」という。）の家計の状況を明らかにし、改善に向けて当該生活困窮者等の意欲を引き出し、アセスメント（家計診断）、家計支援計画の作成（支援の提案）、家計表等の活用及び出納管理の支援を通じて家計収支の均衡を図るとともに、当該生活困窮者等の家計管理能力を高めるために必要な支援を行う。

(事業実施の手順)

第 3 条 家計改善支援事業は、次に掲げる手順により野洲市生活困窮者等支援事業実施規則（平成 27 年野洲市規則第 31 号）第 3 条第 1 項第 1 号に基づく生活困窮者等自立相談支援事業と一体的に実施する。

(1) 相談の受付及び課題の把握

ア 生活困窮者等からの相談のほか、関係機関からの依頼により、相談を受け付ける。（関係機関と連携し、相談者である生活困窮者等の利便性を考慮して行う。）

イ 相談により、家計及び債務の状況や相談に至った経緯を把握する。

ウ 家計が崩れた原因及び家計再建の可能性を分析し、支援計画の策定の必要性及び関係機関との連携の必要性について判断する。

(2) 家計支援計画の策定

ア 家計表を作成した上で、家計収支の改善、家計管理能力の向上等を図るため、具体的な家計支援計画を策定する。

イ 必要に応じて、債務整理、成年後見制度等を実施する支援機関、生活再建に関する行政サービス等の担当窓口を紹介し、又はこれらの機関との情報共有及び調整を行う。

ウ 家計の再建に当たって、貸付が必要と判断される場合は、貸付機関をあっせんする。この場合において、相談者である生活困窮者等の状況に応じた貸付金額、償還計画等について貸付機関との連携を確保する。

(3) 支援の実施及び評価

ア 家計支援計画に基づき、家計収支の改善、家計管理の継続的な指導及び相談者である生活困窮者等からの相談への対応を行う。

イ 必要に応じ、支援機関、行政サービス担当窓口、貸付機関等に同行するなど、他制度による適切な支援につながるよう関係機関との連携を確保する。

ウ 相談者である生活困窮者等の状況に応じて、定期的に生活状況や家計管理の状況を把握し、必要に応じて家計支援計画の見直しを行う。

(4) その他

家計改善支援事業の遂行のために必要な業務を行う。

(留意事項)

第 4 条 家計改善支援事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 家計改善支援事業の利用者の個人情報を収集、利用及び提供するときは、野洲市個人情報保護条例（平成 16

年野洲市条例第 10 号) その他個人情報の保護に関する関係法令を遵守すること。

(2) 家計改善支援事業の実施に携わる者が業務上知り得た情報を漏らさないように対策を講じること。

(その他)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、家計改善支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 28 年告示第 184 号)

この告示は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 30 年告示第 194 号)

この告示は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民（以下「生活困窮者等」という。）に対する包括的な支援体制を構築するため、野洲市相談支援包括化推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各相談支援機関の業務内容の理解
- (2) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法の検討
- (3) 地域住民が抱える福祉ニーズの調査
- (4) 地域に不足する社会資源創出の手法の検討
- (5) その他包括的な支援体制を構築するために必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、総括者及び次に掲げる機関又は団体に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
- (4) 野洲市健康福祉部社会福祉課
- (5) 野洲市健康福祉部子育て家庭支援課
- (6) 野洲市健康福祉部障がい者自立支援課
- (7) 野洲市健康福祉部高齢福祉課
- (8) 野洲市健康福祉部健康推進課
- (9) 野洲市健康福祉部発達支援センター
- (10) 野洲市健康福祉部地域包括支援センター
- (11) 野洲市市民部市民生活相談課
- (12) その他総括者が必要と認める機関又は団体

2 総括者は、市民部市民生活相談課長をもって充てる。

3 総括者に事故があるとき、総括者が欠けたとき、又は総括者が必要があると認めたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、総括者が招集する。

2 総括者は、必要があると認めるときは、会議の構成員を選定することができる。

3 総括者は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 5 条 総括者、構成員及び前条第 3 項の規定により会議に出席した者は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第 6 条 推進会議の事務を処理するため、市民部市民生活相談課に事務局を置く。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、総括者が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○野洲市支援調整会議要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 22 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日告示第 85 号

改正 平成 28 年 9 月 26 日告示第 182 号

(題名改称)

改正 平成 29 年 4 月 1 日告示第 52 号

改正 平成 30 年 12 月 27 日告示第 197 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき設置する野洲市支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）の組織及び運営について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 支援調整会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 野洲市生活困窮者等自立相談支援事業実施要綱（平成 27 年野洲市告示第 82 号）第 3 条第 3 号のプラン（以下単に「プラン」という。）の適切性に関する協議
- (2) プランの修正及びプラン終結時の評価
- (3) 社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討
- (4) 法第 9 条第 2 項に規定する生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換並びに生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、総括者が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 支援調整会議は、総括者、別表に掲げる機関又は団体に属する者及び野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱（平成 23 年野洲市告示第 113 号）別表に掲げる機関又は団体に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 総括者は、市民部市民生活相談課長をもって充てる。

3 総括者は、指定する構成員に対し、総括者の職務（次条第 1 項の会議の招集及び第 6 条第 2 項の会議録の承認を除く。）を代理させることができる。

4 総括者に事故があるとき又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 支援調整会議の会議（以下「会議」という。）は、総括者が構成員を選定して招集する。

2 総括者は、構成員に対し、法第 9 条第 3 項に規定する生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力（以下「情報の提供等」という。）を求めるために会議を招集するときは、次に掲げる事項を事前に通知しなければならない。

- (1) 当該会議は、法第 9 条第 1 項の支援会議であること。
- (2) 当該会議に出席した構成員は、法第 9 条第 5 項の規定による守秘義務を負うこと。

(通知手続の省略)

第 5 条 前条第 2 項に規定にかかわらず、総括者は、会議を速やかに招集する必要があると認めるときは、通知の手続を経ることなく会議を開催することができる。

2 総括者は、前項の規定により通知の手続を省略したときは、前条第 2 項各号に規定する事項を会議に先立って告げなければならない。

(会議録)

第 6 条 総括者は、構成員間で資料の提供等を行ったときは、会議の終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

ない。

2 第3条第4項の規定により総括者の職務を代理した構成員は、前項の会議録を作成したときは、当該会議録を総括者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の会議録には、議事の概要、開会及び閉会の日時、会議に出席した構成員の所属及び氏名、会議で提供された資料の内容等を記載しなければならない。

(個人情報の利用等に関する同意)

第7条 支援調整会議は、構成員間で資料の提供等を行ったときは、当該資料の提供等の対象となる生活困窮者の課題の解決及び生活困窮者の生活再建を図るため、当該生活困窮者の同意を得るよう努めなければならない。

(事務局)

第8条 支援調整会議の事務を処理するため、市民部市民生活相談課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、総括者が定める。

別表(第3条関係)

滋賀労働局

滋賀県南部健康福祉事務所

滋賀県土木交通部住宅課

滋賀県県営住宅管理センター

守山警察署

滋賀弁護士会

滋賀県司法書士会

滋賀県社会保険労務士会

社会福祉法人野洲市社会福祉協議会

野洲市民生委員・児童委員協議会

自治会長

医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。)

介護サービス事業所

障害福祉サービス事業所

条例第2条第2項第4号に規定する生活困窮者等(以下「生活困窮者等」という。)への支援等を行う社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社その他の団体

その他生活困窮者等の支援等のために総括者が必要と認めるもの

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年告示第85号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年告示第182号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野洲市支援調整会議設置要綱の規定による野洲市支援調整会議の統括者及び構成員であった者は、この告示による改正後の野洲市支援調整会議要綱の規定による野洲市支援調整会議の統括者及び構成員とみなす。

付 則(平成29年告示第52号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年告示第 197 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 30 年 12 月 27 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野洲市支援調整会議要綱の規定による野洲市支援調整会議の総括者及び構成員であった者は、この告示による改正後の野洲市支援調整会議要綱の規定による野洲市支援調整会議の総括者及び構成員とみなす。

平成 27 年 4 月 1 日

告示第 84 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 66 号

改正 平成 28 年 9 月 23 日告示第 178 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日告示第 31 号

(目的)

第 1 条 この告示は、生活困窮世帯で育つ子どもの貧困が世代を超えて連鎖することがないように、当該子どもの学習の援助、当該子ども及び当該子どもの保護者等に対する学習環境、生活習慣及び育成環境の改善に関する相談その他必要な施策を講ずることにより、生活環境の整備と教育の機会の均等を図り、もって全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会を実現するために実施する野洲市生活困窮者等支援事業実施規則（平成 27 年野洲市規則第 31 号。以下「規則」という。）第 3 条第 3 号の子どもの学習・生活支援事業（以下「学習・生活支援事業」という。）に関し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 学習・生活支援事業の利用の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する子どもであって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校に在学する者で次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項の児童扶養手当を受給している世帯に属する者

イ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条各号に規定するいずれかの保護を受給している世帯に属する者

ウ その他市長が必要と認める者

(2) 高校に在学する者で次のア又はイに該当するもの

ア 中学校在学中に学習・生活支援事業を利用したことがある者であって中学校を卒業したもの

イ その他市長が必要と認める者

(事業の内容及び支援の方法)

第 3 条 学習・生活支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学習機会の提供

(2) 将来の職業選択において有用となる取組

(3) その他必要な生活支援

2 学習・生活支援事業による支援の方法は、対象者の状況に合わせて決定するものとする。

(利用の申込み)

第 4 条 学習・生活支援事業を利用しようとする対象者は、野洲市学習・生活支援事業利用申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(費用)

第 5 条 学習・生活支援事業の費用は、無料とする。

(支援の連携)

第 6 条 学習・生活支援事業は、規則第 3 条第 1 項第 1 号の規定により実施する生活困窮者等自立相談支援事業と連携して行うものとする。

(運営協議会)

第 7 条 学習・生活支援事業の実施に際しては、包括的な支援体制を構築し、幅広く関係部局と連携するため、野洲市学習・生活支援事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を開催するものとする。

(運営協議会の組織)

第 8 条 運営協議会は、総括者及び別表に掲げる機関又は団体に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 総括者は、市民部市民生活相談課長をもって充てる。
- 3 総括者に事故があるとき又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、総括者が招集する。

- 2 総括者は、必要があると認めるときは、会議の構成員を選定することができる。
- 3 総括者は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 総括者、構成員及び前条第3項の規定により会議に出席した者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 運営協議会の事務を処理するため、市民部市民生活相談課に事務局を置く。

(留意事項)

第12条 学習・生活支援事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 学習・生活支援事業の利用者の個人情報収集、利用及び提供するときは、野洲市個人情報保護条例（平成16年野洲市条例第10号）その他個人情報の保護に関する法令を遵守すること。
- (2) 学習・生活支援事業の実施に携わる者が、業務上知り得た情報を漏らさないように対策を講じること。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、学習・生活支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第8条関係）

学習支援事業の受託者

社会福祉法人野洲市社会福祉協議会

総務部人権施策推進課

市民部市民生活相談課

市民部協働推進課

健康福祉部社会福祉課

健康福祉部子育て家庭支援課

教育委員会事務局学校教育課

野洲市立中主中学校

野洲市立野洲中学校

野洲市立野洲北中学校

(表)

野洲市学習・生活支援事業利用申込書

(宛先)	野 洲 市 長	申 込 日	年 月 日
住 所	〒 -	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等)	
電 話 番 号	() -	子どもとの続柄	
<p>野洲市子どもの学習・生活支援事業実施要綱第4条の規定により、野洲市学習・生活支援事業(以下「事業」といいます。)の利用を申し込みます。また、野洲市が実施する事業に関し、生活上の諸課題の解決及び生活再建を図る目的のために限り、野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱別表の委員において、申請者及び事業を利用する者の個人情報を収集し、保有し、利用し及び提供すること並びに外部(事業の受託者、弁護士、司法書士、社会福祉協議会その他目的を達成するため必要となる者及び機関)に提供することに同意します。</p> <p>年 月 日 署名又は記名押印</p> <p style="text-align:right">氏名:.....㊟</p> <p style="text-align:right">氏名:.....㊟</p>			

■基本情報

ふりがな		生年月日	年 月 日
子どもの氏名		() 歳	
性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input checkbox"="" type="checkbox/>()</td> <td>子どもの
携帯電話番号</td> <td>() -</td> </tr> <tr> <td>中 学 校</td> <td><input type="/> 野洲 <input type="checkbox"/> 野洲北 <input type="checkbox"/> 中主 <input type="checkbox"/> その他()	学 年	年 組 (担任: 先生)
アレルギーの有無	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	通 学 方 法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> その他()
緊 急 連 絡 先	①	氏 名: (続柄:) 携帯電話番号:() - 勤 務 先:会社名 電話番号() -	
	②	氏 名: (続柄:) 携帯電話番号:() - 勤 務 先:会社名 電話番号() -	
	③	氏 名: (続柄:) 携帯電話番号:() - 勤 務 先:会社名 電話番号() -	
学 習 状 況			
利用にあたっての希望・目標等			

※ 該当する口には、レ印を記入してください。

付 則

この告示は、成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年告示第 66 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年告示第 178 号）

この告示は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年告示第 31 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前の日の前日までに、改正前の野洲市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要綱の規定によりなされた申請、処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた申請、処分、手続その他の行為とみなす。